

平成 29 年度 財務諸表等解説

平成 31 年 3 月



1. 内容

1. はじめに.....	4
1.1. 凡例.....	4
2. 法人の概要.....	4
2.1. 産総研のミッション.....	4
2.1.1. 産総研の業務.....	4
2.1.2. 産総研の研究戦略.....	5
2.1.3. 産総研のイノベーション推進戦略.....	5
2.2. 中長期目標期間.....	6
2.3. 産総研の規模・機構.....	6
2.3.1. 研究実施体制.....	6
2.3.2. 会計関連業務の分担体制.....	7
2.4. 法人の会計方針.....	7
3. 独立行政法人の会計制度.....	9
3.1. 政府出資.....	10
3.2. 運営費交付金.....	10
3.3. 施設整備費補助金.....	10
3.4. 目的積立金.....	10
3.5. 自己収入（受託収入等）.....	11
3.6. 独立行政法人固有の会計処理.....	11
3.6.1. 運営費交付金に係る会計処理.....	11
3.6.2. 施設費に係る会計処理.....	11
3.6.3. 自己収入（受託収入等）.....	11
3.6.4. 特定償却資産に係る会計処理.....	12
3.6.5. 中長期目標期間最終年度における会計処理.....	13
4. 平成 29 年度決算の特記事項.....	14
4.1. 減価償却可能限度額の変更について.....	14
4.2. 柏研究拠点の整備.....	15
4.3. 固定資産の減損の認識.....	16
5. 運営状況及び財政状態の概要.....	18
5.1. 貸借対照表.....	18
5.1.1. 流動資産.....	18
5.1.2. 有形固定資産.....	19
5.1.3. 資本金及び資本剰余金.....	19
5.1.4. 利益剰余金.....	19
5.2. 損益計算書.....	22

5.2.1.	経常費用.....	23
5.2.2.	経常収益.....	24
5.3.	キャッシュ・フロー計算書.....	25
5.4.	行政サービス実施コスト計算書.....	26
5.4.1.	損益計算書に計上されないコスト.....	26
5.4.2.	機会費用.....	26
6.	収入及び支出決算の概要.....	28
6.1.	収入決算.....	28
6.1.1.	受託収入.....	30
6.1.2.	その他収入.....	31
6.2.	支出決算.....	33

1. はじめに

国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「産総研」という。）は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資するため、旧工業技術院に置かれていた 15 の試験研究所及び旧通商産業省に置かれていた計量教習所を統合し、平成 13 年 4 月に「独立行政法人産業技術総合研究所」として発足し、平成 27 年 4 月に現在の名称に変更となった。

中央省庁等改革基本法（平成 10 年 6 月 12 日 法律第 103 号）において、独立行政法人（以下「独法」という。）は業務の実施にあたって「効率的かつ効果的に行わせるにふさわしい自立性、自発性及び透明性」を備えるべく制度設計されており、独立行政法人通則法（平成 11 年 7 月 16 日 法律第 103 号、以下「通則法」という。）に基づき、毎事業年度財務諸表を作成し、これを公表しなければならないとされている。

独立行政法人の財務諸表は、第一に当該法人の業務の遂行状況についての適確な把握に資すること、第二に当該法人の業務の適正な評価に資するため、独立行政法人会計基準に従って作成される。

ただし、公共的な性格を有し、利益の獲得を目的とせず、独立採算を前提としないなどの独立行政法人の特殊性を考慮して、独立行政法人会計基準は企業会計原則に必要な修正が加えられたものとなっており、その結果、通常業務を行った場合には基本的には損益がフラットになるように設計されている。

このため、損益計算書は企業のように経営成績ではなく運営状況を表すものとされており、研究開発型¹の独立行政法人である産総研においても同様である。

以上のように財務諸表の解釈に留意すべき点があるとしても、そこに表れる運営状況ないし財政状態は国民への説明責任を果たすのみならず、経営上も有用な情報である。本書はこの目的のため、産総研の平成 29 年度財務諸表に解説を加え、会計情報を活用して業務運営の効率化の推進に資するために執筆したものである。

¹ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等

1.1. 凡例

- ① 本文中においては、断りのない限り表示桁未満を四捨五入。
- ② 図表においては、断りのない限り各項目の表示桁未満を四捨五入するため、合計と一致しないことがある。

2. 法人の概要

産総研は、鉱工業の科学技術に関する研究及び開発等の業務を総合的に行うことにより、産業技術の向上及びその成果の普及を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的として、平成 13 年 4 月に旧工業技術院の研究所等を統合して発足した、我が国最大級の公的研究機関である。

2.1. 産総研のミッション

2.1.1. 産総研の業務

産総研の業務の範囲は、国立研究開発法人産業技術総合研究所法（平成 11 年 2 月 22 日法律第 203 号。以下、「産総研法」という。）第 11 条第 1 項各号に以下のとおり定められている。

- ① 鉱工業の科学技術に関する研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと。
- ② 地質の調査を行うこと。
- ③ 計量の標準を設定すること、計量器の検定、検査、研究及び開発並びにこれらに関連する業務を行うこと並びに計量に関する教習を行うこと。
- ④ 前三号の業務に係る技術指導及び成果の普及を行うこと。
- ⑤ 産業技術力強化法（平成 12 年法律第 44 号）第 2 条第 2 項に規定する技術経営力の強化に寄与する人材を養成し、その資質の向上を図り、及びその活用を促進すること。
- ⑥ 研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率的推進等に関する法律（平成 20 年法律第 63 号）第 43 条の 2 の規定による出資（金銭の出資を除く。）並びに人的及び技術的援助を行うこと。
- ⑦ 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

に関する法律（平成 20 年 6 月 11 日法律第 63 号）別表に掲げられる 37 独法を指す。

これらの業務を行う上で、組織を事業等のまとまりと同一の 7 領域、その他本部機能（イノベーション推進本部、TIA 推進センター）、法人共通に分類し、平成 27 年度より支出に係るセグメントも原則としてこの分類に従っている。（図 1）。

また、同条第 2 項では計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 148 条第 1 項及び第 2 項の規定による立入検査を行うことが規定されている。

これら産総研が実施する業務の方法は、国立研究開発法人産業技術総合研究所業務方法書（以下、「業務方法書」という。）に定められており、業務を行う方法の一つとして、受託研究（第 4 条）や共同研究（第 6 条）を実施することができる。

2.1.2. 産総研の研究戦略

産総研は、発足以来のスローガンである「技術を社会に」に基づき、2030 年の産業像・社会像を見据えて、以下の 4 つのゴールに向けて研究開発を促進し、科学イノベーションを主導する。（図 2）

第一に、膨大な情報・データから新たな知識や価値を導出する科学技術を創る。人とモノと情報を融合させることで、超スマートな産業・社会の実現を牽引する。

第二に、低炭素、資源循環を実現する科学技術を創る。我が国のみならず、世界が直面する課題を解決するため、化石燃料や希少資源に依存しない、無駄や廃棄物を徹底的に排除した持続可能な産業・社会の創出を牽引する。

第三に、原子・分子レベルで物質や生命のメカニズムを解明し、それらを自在に制御・活用する科学技術を創る。これにより新産業の創出や健康・長寿社会の実現を牽引する。

第四に、産業と社会の安全・安心を確保する科学技術を創る。産業の進化や国土の有効利用を支え、災害に強い安全な社会の実現を牽引する。

2.1.3. 産総研のイノベーション推進戦略

産総研は、我が国最大級の公的研究機関としてイノベーションを創出する中核的な役割を担う。

産総研は以下の 5 つの取り組みをイノベーション推進戦略の柱として掲げ、革新的な技術シーズを生み出し事業化に繋げる「橋渡し」機能を強化し、産業界にとって魅力的な研究開発を推進する。

1. マーケティングの強化
2. 戦略的な知的財産マネジメント
3. 外部機関との連携強化
4. 世界的な産学官連携拠点の形成
5. 地域イノベーションの推進

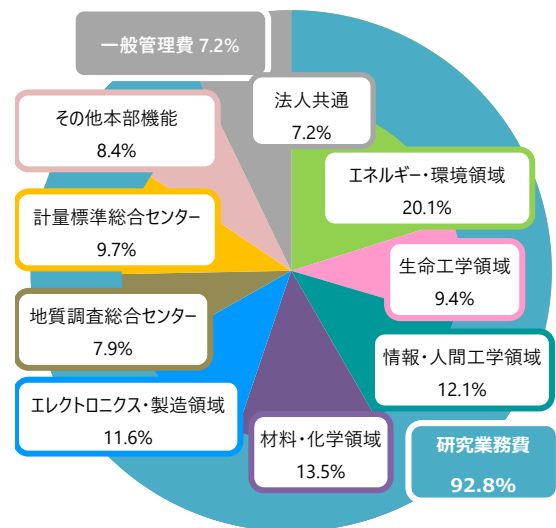


図 1 平成 29 年度事業費用のセグメント別内訳

2030 年に向けた産総研の研究戦略



図 2 研究戦略

2.2. 中長期目標期間

平成 29 年度は、産総研の第 4 期の中長期目標期間の 3 年目にあたる。

第1期	平成 13 年度	～	平成 16 年度
第2期	平成 17 年度	～	平成 21 年度
第3期	平成 22 年度	～	平成 26 年度
第4期	平成 27 年度	～	平成 31 年度

なお、各事業年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までである（通則法第 36 条）。

2.3. 産総研の規模・機構

(1) 収入・人員の規模

産総研の平成 29 年度の収入決算額は 1,085 億円、うち 635 億円（58.5%）を所管府省である経済産業省からの運営費交付金に依存する。また、産総研の財産的基礎を築くための同省からの施設整備費補助金は 92 億円（8.4%）であり、その他受託収入等（以下、「自己収入」という。）が 358 億円（33.0%）である。〔6.1 参照〕

常勤職員数は平成 29 年 4 月 1 日現在で 3,012 名を擁し、研究職員 2,316 名（76.9%）及び事務職員 696 名（23.1%）から構成される。

(2) 全国の研究拠点（地域センター等）

産総研は、主たる事務所を東京都千代田区に置き、主たる事業所の業務を支援する事務所を茨城県つくば市に置く。

また、研究業務を実施する研究拠点（地域センター等）を全国に 10 ヶ所設置して、最先端の研究に加え、地域技術ニーズへの対応及び地域産学官連携等を通して、産総研が総合力を発揮することによって地域貢献を果たしている（図 3）。

平成 29 年 4 月 1 日現在、法人の総敷地面積は 245 万 m²、総延床面積は 77 万 m²である。



図 3 全国の研究拠点（地域センター等）

2.3.1. 研究実施体制

(1) 領域

領域は、産総研の持つコアコンピタンスの強みを伸ばし、その技術を産業界が実用化に向けた要素技術として活用しやすいようにするために、産総研の強い技術をかたまりにした分類として、エネルギー・環境領域、生命工学領域、情報・人間工学領域、材料・化学領域、エレクトロニクス・製造領域、地質調査総合センター、計量標準総合センターの 7 領域としている（うち、2 つは総合センターと称する）（図 4）。

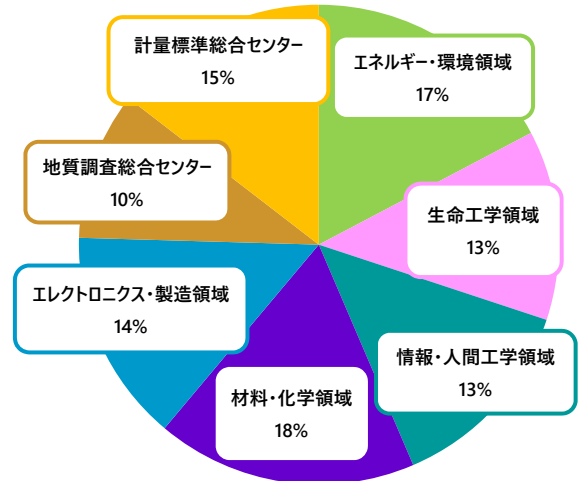


図 4 領域別の研究職員構成
（平成 29 年 4 月 1 日現在）

(2) 研究ユニット

研究ユニットの研究パフォーマンス向上が産総研全体の成果向上の基本であるとの認識の下、平成 29 年 4 月 1 日時点で研究部門 27、研究センター 15 を設置し、これに領域内、領域間、地域といった様々な単位での研究活動の一層の活発化を目指している。なお、各研究ユニットは、いずれかの領域に所属する。

研究部門	企業への「橋渡し」に繋がる目的基礎研究から「橋渡し」研究まで一体的に取り組むとともに、中長期的キャリアパスを踏まえて研究人材を育成する研究組織。
研究センター	産総研独自の革新技术を産業や社会のニーズに応じて重点的に実用化・事業化につなげるため、研究部門、領域を超えて必要な人材を結集し企業との連携研究を中心に推進する時限の研究組織。

2.3.2. 会計関連業務の分担体制

平成 29 年度において、産総研の調達（契約）、経理、資産管理等の会計業務は、経理部（図 5）、つくばセンター及び地域センター等に設置されている各研究業務推進部室並びに工事・工事関連役務等の契約に関しては環境安全企画部で分担している。また、受託研究等の契約に関しては、産学官・国際連携推進部が担っている。

運営費交付金等に係る所内予算は企画本部が予算編成を行う。（図 6）

2.4. 法人の会計方針

運営費交付金収益の計上基準

業務達成基準・期間進行基準を採用

業務達成基準

収益化単位の業務ごとに進行状況を測定し、目的が達成された（完了した）収益化単位の業務については運営費交付金配分額を収益化する。

期間進行基準（管理部門のみ）

一定の期間の経過を業務の進行とみなし、運営費交付金配分額を収益化する。

減価償却の会計処理方法

定額法を採用

引当金の計上基準

貸倒引当金

個別に回収可能性を検討し計上

賞与引当金・退職給付引当金

受託研究費等の自己収入を財源とする場合には引当金を計上
運営費交付金を財源とする場合には引当金は計上せず注記

消費税等の会計処理

税抜方式による

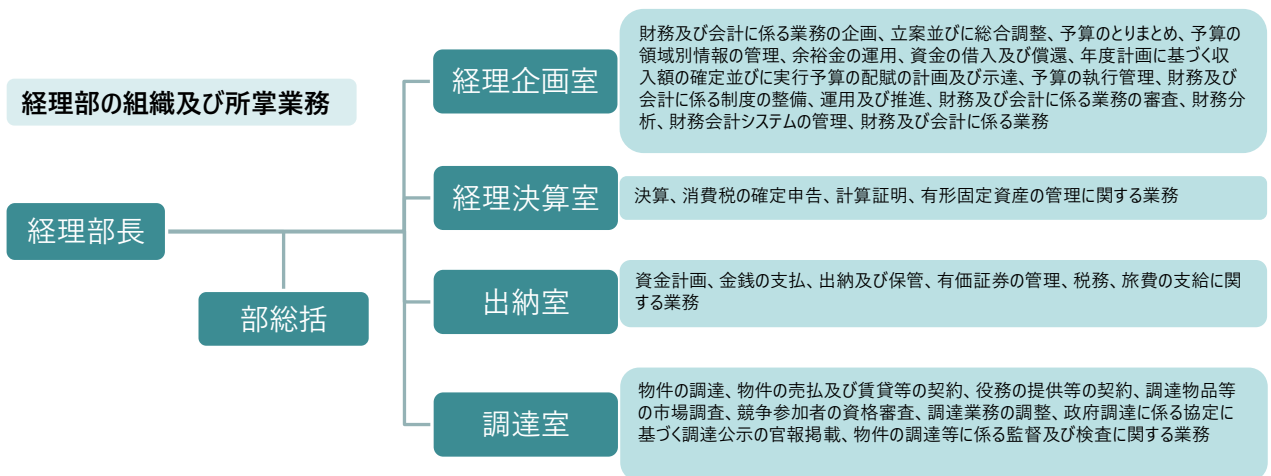


図 5 平成 29 年 4 月 1 日現在 経理部の組織

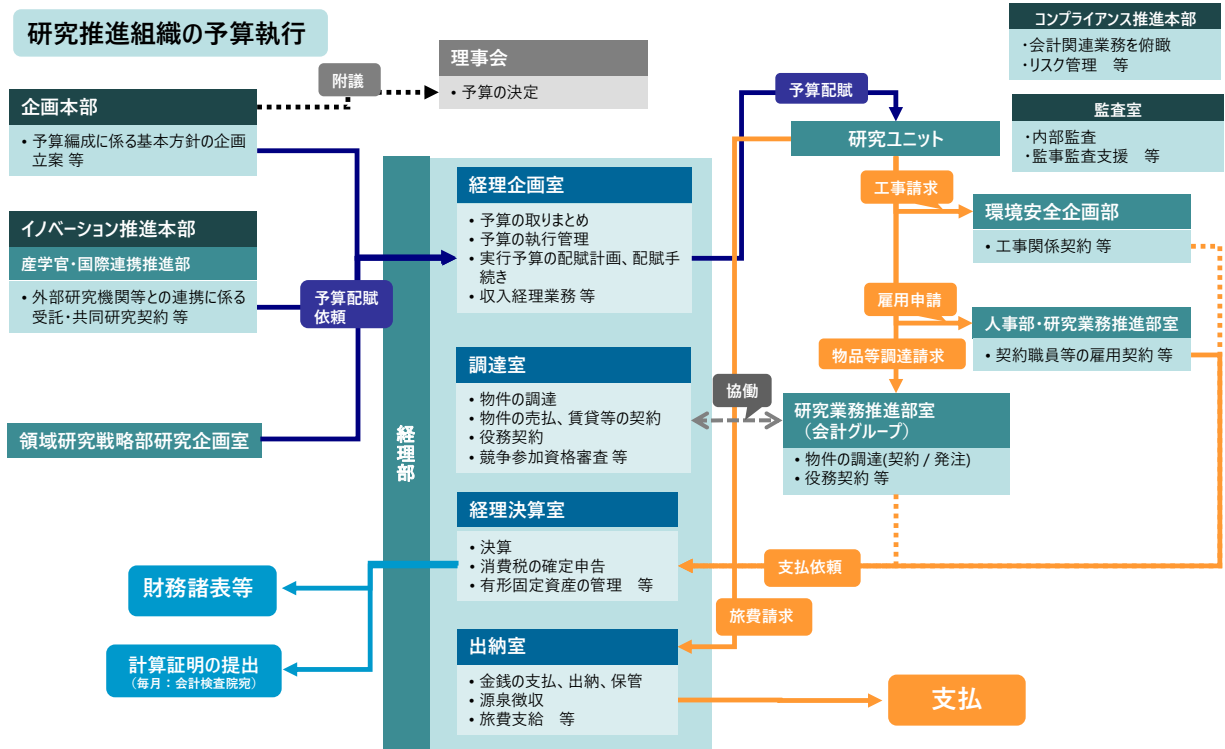


図 6 予算執行の流れ (平成 29 年 4 月 1 日現在)

3. 独立行政法人の会計制度

平成 26 年 6 月に改正された通則法においては、国立研究開発法人（以下「国研」という。）の主務大臣は、通則法に基づき、5 年以上 7 年以下の期間において当該国研が達成すべき業務運営に関する目標（以下、「中長期目標」という。）を定め、当該国研に指示する（通則法第 35 条の 4）。国研は、中長期目標の指示を受けたときは、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下、「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない（通則法第 35 条の 5）。

主務大臣は中長期目標期間の終了時には、研究開発に関する審議会の意見を聴きつつ、当該国研の業務を継続させる必要性、組織の在り方その他組織及び業務の全般にわたる検討を行い、その結果に基づき、所要の措置を講じる（通則法第 35 条の 7）旨が規定されており、国研の会計にあつては、事業年度のみならず中長期目標期間を単位とする会計処理を行うこととされている。

(1) 独立行政法人の会計基準

独法の会計は、主務省令の定めるところにより、原則として企業会計原則による（通則法第 37 条）。産総研の会計については、国立研究開発法人産

業技術総合研究所の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（経済産業省令第 108 号、以下「産総研財会省令」という。）の定めるところによる。同令に定めのない事項に関しては、一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に従うものと規定されているが（同令第 10 条第 1 項）、同基準に優先して、平成 11 年 4 月 27 日の中央省庁等改革推進本部決定に基づき行われた独法の会計に関する研究の成果として公表された基準（以下、「独法会計基準」という。）の適用を受ける（同第 3 項）。

(2) 財務諸表等の作成及び監査

独法は、毎事業年度、貸借対照表、損益計算書、利益の処分又は損失の処理に関する書類その他主務省令で定める書類及びこれらの附属明細書（以下、「財務諸表等」という。）を作成し、当該事業年度の終了後三ヶ月以内に主務大臣に提出し、その承認を受けなければならない（通則法第 38 条）。

また、独法は、財務諸表等について、監事の監査の他、会計監査人の監査を受けなければならない（同第 39 条）。会計監査人は主務大臣が選任する（同第 40 条）（図 7）。

平成 29 年度における産総研の財務諸表等は、経済産業大臣が選任した有限責任監査法人トーマツが会計監査人として監査した。

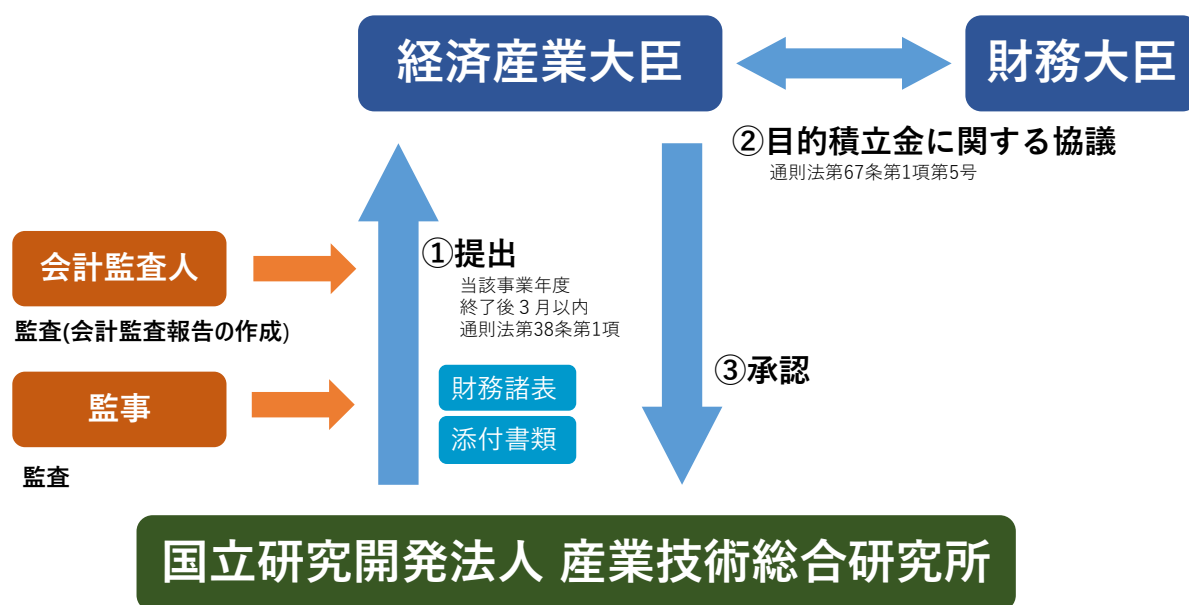


図 7 財務諸表等の提出と承認に係る手続き

(3) 会計検査院の検査（計算証明指定）

産総研の資本金の全額は政府出資〔3.1 参照〕であり、会計検査院法（昭和 22 年法律第 73 号）第 22 条第 5 号の「国が資本金の 2 分の 1 以上を出資している法人」にあたり、同条に基づき産総研の会計は会計検査院の検査を必要とする。

このため、産総研は計算証明規則（昭和 27 年会計検査院規則第 3 号）に基づく指定を受け、中長期計画、年度計画及び財務諸表等を毎年度ないし変更の度に提出するとともに、合計残高試算表等を毎月、会計検査院に提出することとされている。（同法第 24 条）

3.1. 政府出資

独法は、その業務を確実に実施するために必要な資本金その他の財産的基礎を有しなければならない（通則法第 8 条第 1 項）。このため、政府は必要であると認めるときは、個別法で定めるところにより各独法に出資することができる（同第 2 項）。

平成 30 年 3 月 31 日現在、産総研法第 6 条に基づく出資金は、第 1 項（附則第 5 条に基づく国からの土地、建物等の承継資産）及び第 2 項（附則第 6 条に基づく産総研の成立の時点で建設中であつた建物等の国からの追加出資）に基づく現物出資の計 2,847 億円である。

なお、独法は個別設置法の規定に基づき、民間や地方公共団体から出資を受け業務を実施する場合があるが、産総研は該当しない。

3.2. 運営費交付金

政府は、予算の範囲内において、独法に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる（通則法第 46 条）。

運営費交付金は、「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部）において、いわば「渡しきりの交付金」として措置されるものであり、例えば一項一目を立て、使途の内訳は特定せず、国の事前の関与を受けることなく予定の使途以外の使途に充てることとされている。

平成 29 年度において、国から産総研に運営費として交付された金額は 635 億円である（東日本大震災復興特別会計 11 億円を含む）。〔6.1 参照〕

平成 29 年度一般会計予算 経済産業省

(項)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 運営費
(目)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 運営費交付金

3.3. 施設整備費補助金

「中央省庁等改革の推進に関する方針」（平成 11 年 4 月 中央省庁等改革推進本部）では、独法の施設費等に係る経費であつて、国の予算において公債発行対象経費であるものについては、運営費交付金とは別に措置するとされている。

平成 29 年度において、国から産総研に補助金として交付された施設費はおよそ 92 億円である。

〔6.1 参照〕

平成 29 年度一般会計予算 経済産業省

(項)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 施設整備費
(目)	国立研究開発法人産業技術総合研究所 施設整備費補助金

なお、施設費で固定資産を取得した場合、特定償却資産である場合は同額を資本剰余金に計上し、独法の財産的基礎を構成する。〔3.6.4 参照〕

3.4. 目的積立金

独法は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ（通則法第 44 条第 1 項）、なお残余があるときは、主務大臣の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を中期計画における剰余金の使途に充てることとされている（同第 3 項）。これを「目的積立金」又は「3 項積立金」という。

なお、目的積立金とされない場合には、その残余の額を積立金として整理しなければならない（同第 1 項）。この積立金を「1 項積立金」という。

産総研の中長期計画における剰余金が発生したときの使途は以下のとおりである。

- ・ 重点的に実施すべき研究開発
- ・ 知的財産管理、技術移転
- ・ 職員の資質の向上
- ・ 広報
- ・ 事務手続きの一層の簡素化、迅速化を図るための電子化の推進
- ・ 用地の取得
- ・ 施設の新営、増改築及び改修、廃止
- ・ 任期付職員の新規雇用 等

目的積立金は財務諸表の貸借対照表における純

資産の部の利益剰余金において、用途ごとに適切な名称を付した積立金に区分して表示（独法会計基準第 58-3）するが、第 4 期中長期目標期間において目的積立金はなく、平成 29 年度においても目的積立金の承認は受けていない。〔5.1.4 参照〕

3.5. 自己収入(受託収入等)

産総研は、業務方法書により受託研究や共同研究を実施することができる〔2.1.1 参照〕。このため、産総研は委託者や共同研究相手方と契約を締結し、当該研究開発に必要な経費を自己収入として得ることができる。また、計量標準総合センターの業務においては、計量法第 166 条及び第 168 条の 2 に規定する特定計量器の検定、型式承認、特定標準器による校正等の事務に当たり、適正な対価の支払いを受けることができる（業務方法書第 17 条）。

このように、産総研は運営費交付金や施設整備費補助金以外に、自己収入をもって研究開発等を実施している。

3.6. 独立行政法人固有の会計処理

3.6.1. 運営費交付金に係る会計処理

独法が運営費交付金を受領したときは、相当額を負債である運営費交付金債務としてこれを整理する（独法会計基準第 81-1）。

運営費交付金債務は中長期目標等の期間中は、運営費交付金を業務の進行に応じて収益化を行う方法（以下「業務達成基準」という。）によって収益化を行うことを原則とする。「収益化基準の単位としての業務」（以下「収益化単位の業務」という。）とは、法人の事務・事業など継続的に実施される活動を示し、運営費交付金予算が配分され、投入費用の管理が行われている業務とする。（独法会計基準第 81-2）〔4.1 参照〕

平成 28 年度より「業務達成基準」を採用しているが、管理部門の活動は運営費交付金財源と期間的に対応していると考えられるため、管理部門に限り「期間進行基準」を採用している。また、固定資産を取得したときは、運営費交付金債務を取得価格と同額の「資産見返運営費交付金」（負債）に振り替え、減価償却費に伴いこれを取り崩して「資産見返運営費交付金戻入」（収益）に振り替えるため、利益又は損失は発生しない。（図 8）。

業務達成基準による運営費交付金債務の残余は中長期目標期間内においては翌年度にこれを繰り越すことができるが、中長期目標期間の最終年度の期末処理において全額収益に振り替えなければならないこととされている（独法会計基準第 81-4）。

3.6.2. 施設費に係る会計処理

独法が施設費を受領したときは、相当額を負債である預り施設費として整理し、施設費で固定資産を取得した場合、当該資産が非償却資産又は特定償却資産〔3.6.4 参照〕である場合には、固定資産の取得費に相当する額を預り施設費から資本剰余金に振り替え、独法の財産的基礎を構成する（独法会計基準第 82）。（3.3 参照）

3.6.3. 自己収入(受託収入等)

① 当該中長期目標期間

受託収入は事業終了時に収益計上するが、取得した固定資産のうち減価償却費を除き当年度の費用とはならないため、固定資産取得年度においてはその簿価相当が利益となる。一方で、翌年度以降には当該固定資産の減価償却費計上に伴う損失が発生する。このため、固定資産取得時の利益を「積立金」（通則法第 44 条第 1 項）とし、翌年度以降の減価償却費の補填に充てる（通則法第 44 条第 2 項）（図 9）。

② 次期中長期目標期間

中長期目標期間最終年度における、自己財源で取得した固定資産の簿価に相当する積立金は、産総研法第 12 条に基づいて主務大臣の承認を受けて次期に繰り越し、翌中長期目標期間において、この「前中期目標期間繰越積立金」を減価償却費の発生に伴って取り崩すため、前中期目標期間分については利益又は損失は発生しない（図 10）。

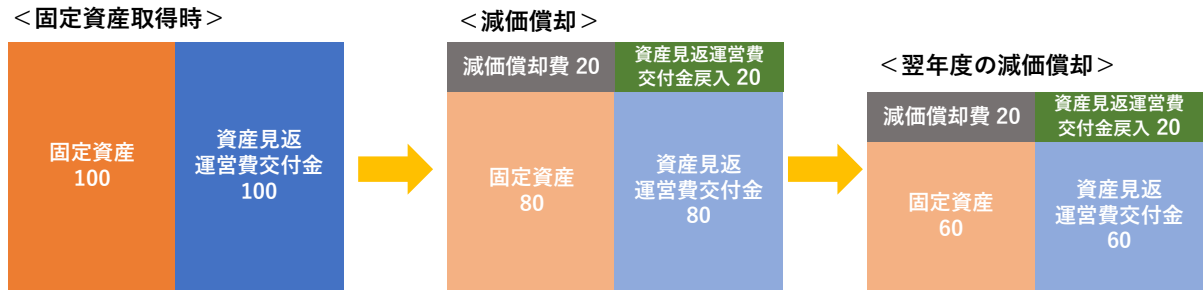


図 8 運営費交付金で取得した資産の減価償却

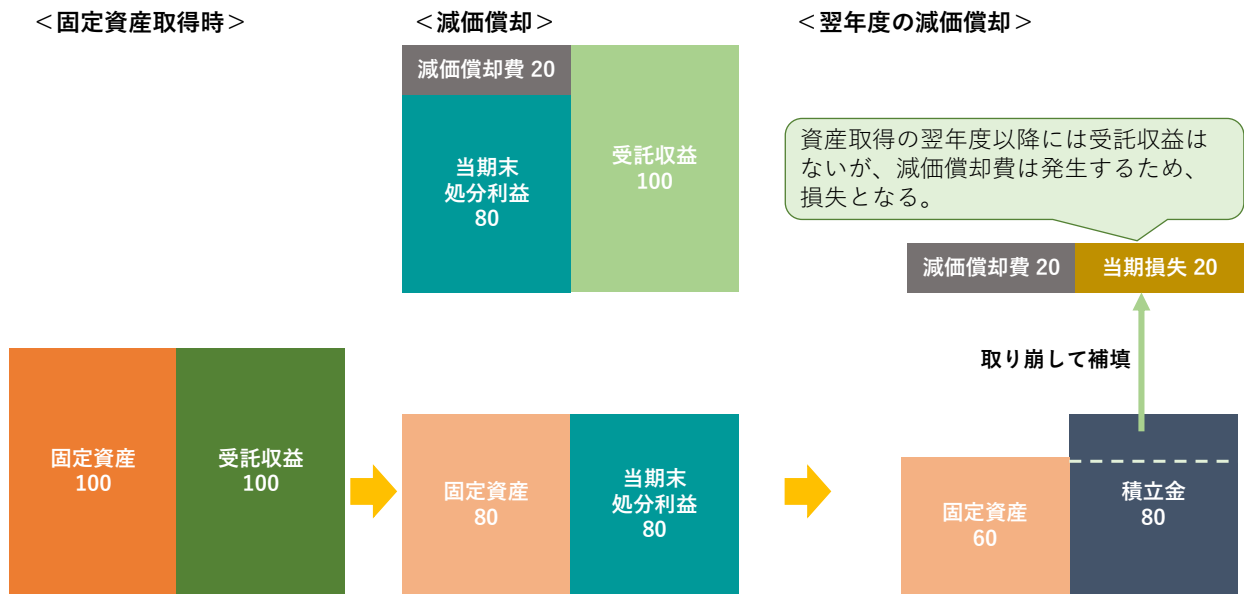


図 9 自己収入で取得した資産の減価償却
(当該中長期目標期間)

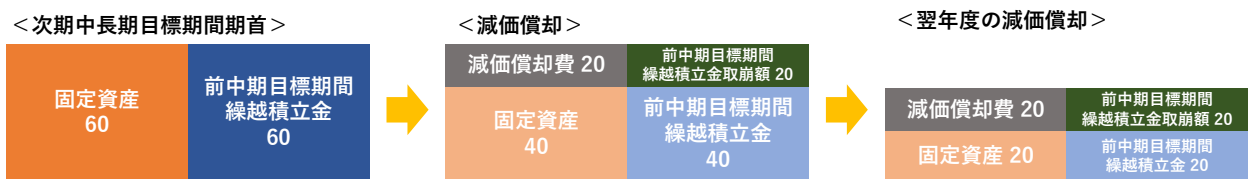


図 10 自己収入で取得した資産の減価償却
(次期中長期目標期間)

3.6.4. 特定償却資産に係る会計処理

独法が固定資産を取得するに当たっては、国は国有財産の現物出資〔3.1 参照〕あるいは施設費の交付〔3.3 参照〕等を行うことができるものとされている。

一方で、業務運営の財源を運営費交付金〔3.2 参照〕に依存することになる独法においては、これ

らの固定資産の減価を、運営費交付金ないしその他の収益で充当することが必ずしも予定されておらず、独法の運営責任という観点からも、その範囲外にあると考えることができる。

このため、独法が保有する資産のうち、その減価に対応すべき収益の獲得が予定されないものと

して特定された資産については、当該資産の減価償却相当額は、損益計算上の費用には計上せず、資本剰余金を減額することとされている（独法会計基準第 87、産総研財令省令第 11 条）。

従って、特定償却資産の減価償却は損益計算書

には表れないが、資本剰余金に損益外減価償却累計額としてマイナス計上されるほか、附属明細書においてその明細を記載することとされている（独法会計基準第 79）（図 11）。

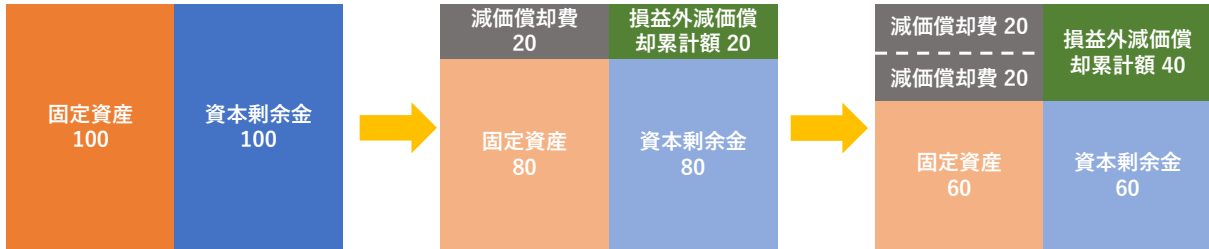


図 11 特定償却資産の減価償却

3.6.5. 中長期目標期間最終年度における会計処理

独法の中長期目標期間の最後の事業年度においては、当期末処分利益は積立金として整理しなければならない（独法会計基準第 96）。また、目的積立金及び前中期目標期間繰越積立金が残っている場合にも、積立金に振り替えなければならない（同）。

産総研は、この積立金のうち、経済産業大臣の承認を受けた金額を、次の中長期目標期間における業務の財源に充てることができる（産総研法第 12 条第 1 項）。この積立金は次期中長期目標期間においては、前中期目標期間繰越積立金等として計上する。なお、繰越承認額を差し引いた積立金の残余があるときには、国庫に納付しなければならない（同条第 3 項）（図 12）

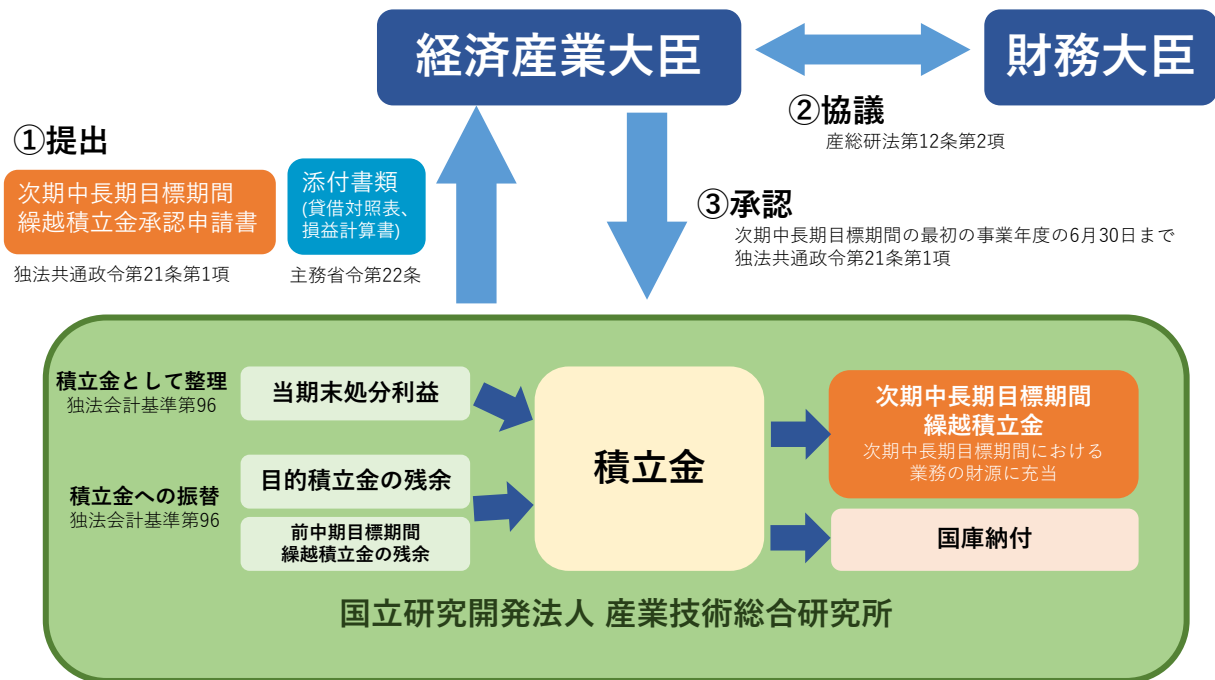


図 12 中長期目標期間最終年度における積立金の処分に係る手続き

4. 平成 29 年度決算の特記事項

4.1. 減価償却可能限度額の変更について

減価償却計算における償却可能限度額を「取得価額の 95%相当額」としてきたが、民間企業及び多くの独法と同一基準である「残存価額 1 円」までの償却とする運用に変更した。

従来の方によった場合に比べ、減価償却費が 89 億円増加しているが、それに対応する資産見返負債戻入益 61 億円及び前中期目標期間繰越積立金取崩額 24 億円が計上されることから、当期総

損益への影響は軽微である。

従来の方では取得価額 100 万円、耐用年数 5 年の固定資産を減価償却する場合、減価償却費が 1 年あたり 18 万円、減価償却限度額が 95 万円だったが、変更後には減価償却費が 1 年あたり 20 万円、減価償却限度額は帳簿価額が備忘価額(1 円)に達するまでの額となる。(図 13)

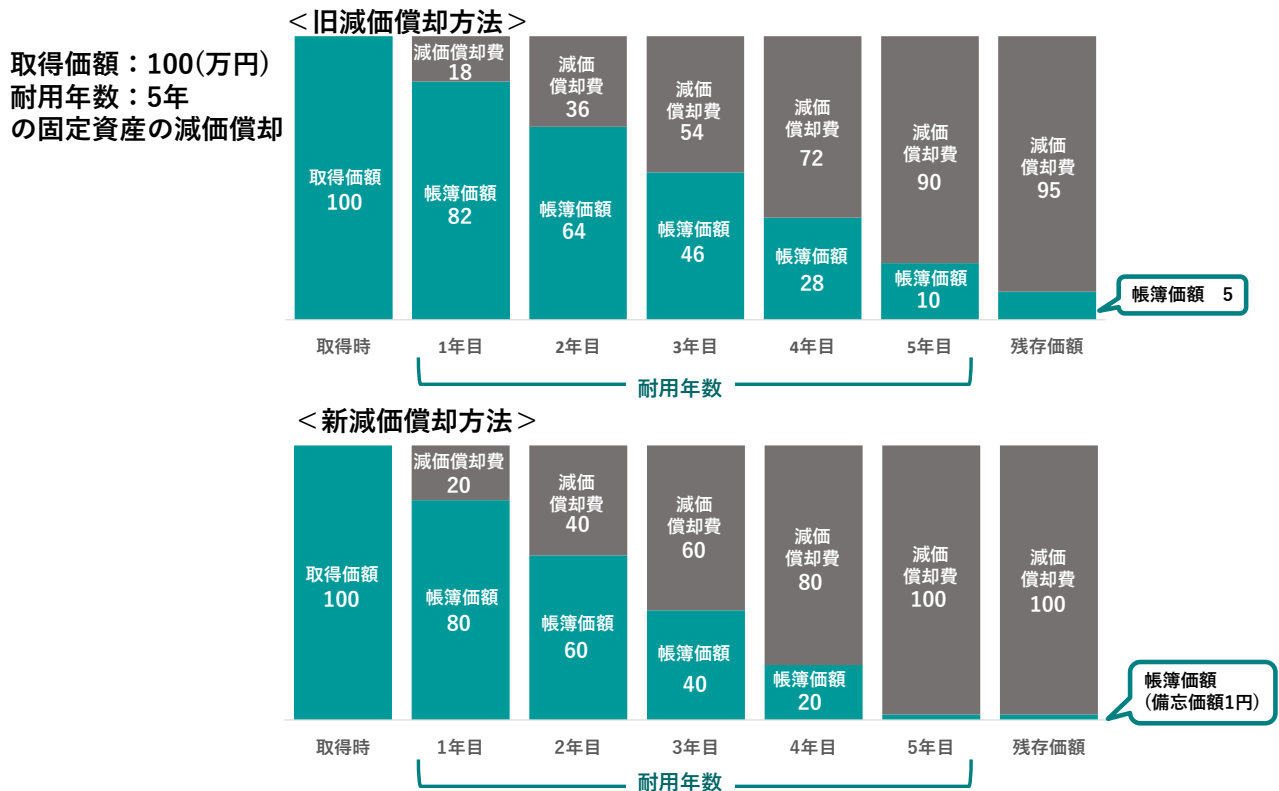


図 13 減価償却方法の変更に係る減価償却費の比較

4.2. 柏研究拠点の整備

平成 28 年度第二次補正予算で措置された「人口知能に関するグローバル研究拠点整備事業」において、国立大学法人東京大学柏Ⅱキャンパスに柏研究拠点の整備を進めており、

AI データセンター棟が平成 30 年 1 月 22 日に竣工し、翌 1 月 23 日に引き渡しを受けた。取得価額は 1,034 百万円であった。また、引き渡しと同時に、AI データセンター棟の管理体制を整備するため、つくば中央第一事業所の下に「柏サイト」を設置した。(図 14)



所在地 : 千葉県柏市柏の葉六丁目 2 番地 3

構造 : 鉄骨造

延床面積 : 592.47 m²

図 14 柏研究拠点 AI データセンター棟及び付帯設備

4.3. 固定資産の減損の認識

固定資産の減損の認識とは、民間企業等に適用される企業会計基準においては、収益性の低下等により投資額の回収が見込めなくなった固定資産について、その帳簿価額を回収可能価額まで減額し、損失を将来に繰り延べないために行われる会計処理である。

独法においても、国民に財政状況を明らかにするという貸借対照表の作成目的に鑑みて、独立行政法人減損会計基準が設けられている。同基準に

基づき、平成 29 年度は固定資産の減損を認識し、減損の会計処理（4.3 億円）を行った。減損の認識の対象となった資産は、つくば刈間サイト生活支援ロボット安全検証センター及び付帯設備（図 15）のほか、11 件である。（表 1）

また、同基準に基づき、使用しないと決定した東京本部小金井支所及び附属設備のほか、2 件について、減損の兆候（固定資産に減損が生じている可能性を示す事象）が認められた。（表 2）



所在地：茨城県つくば市学園南二丁目 8 番 5 号
 構造：鉄骨造
 延床面積：3,731.47 m²

図 15：つくば刈間サイト生活支援ロボット安全検証センター及び付帯設備

固定資産	減損の認識に至った経緯	減損前帳簿価額	減損価額	減損後帳簿価額 (H30.3.31時点)
つくば中央第一事業所特高棟及び付帯設備	経年劣化による老朽化が顕著であるなど倒壊等による危険防止等に鑑み、閉鎖することを決定いたしました。	64,991,109円	64,991,093円	16円
つくば中央第一事業所高圧棟及び付帯設備		23,561,033円	23,561,026円	7円
つくば中央第六事業所つくば中央6-4AB棟及び付帯設備		52,918,400円	52,918,384円	16円
つくば刈間サイト生活支援ロボット安全検証センター及び付帯設備	研究プロジェクトにおいて研究目的を達成し、当該施設を産総研が主体的に使用する必要がなくなったため閉鎖することを決定しました。	-	222,063,182円	-
関西センター屋外排水管排水設備	閉鎖済の建物の付帯設備であったことから、廃止することを決定しました。	37,916,149円	37,916,142円	7円
関西センターA-3棟(実験住宅)及び付帯設備	使用目的が終了し、用途変更ができない建物であることから、閉鎖することを決定しました。	13,140,778円	13,140,777円	1円
九州センター研究交流施設及び付帯設備	経年劣化による老朽化が顕著であるなど倒壊等による危険防止等に鑑み、閉鎖することを決定いたしました。	11,202,046円	11,202,029円	17円
九州センター危険物倉庫及び付帯設備		125,223円	125,219円	4円
九州センター危険物倉庫及び付帯設備		21,283円	21,282円	1円
九州センター倉庫及び付帯設備		30,681円	30,680円	1円
九州センターボンベ置場及び付帯設備		307,951円	307,950円	1円
九州センター危険物倉庫2及び付帯設備		1,766,981円	1,766,977円	4円

表 1 平成 29 年度において減損の会計処理を行った固定資産一覧

固定資産	使用しないという決定を行った経緯	帳簿価額
東京本部小金井支所及び附属設備	東京本部小金井支所及び附属設備は、プラスチックを用いた「軽く」「薄く」「割れにくい」基板材料を開発するとともに、多機能複合化部材を一体的に作り込むことによって、部品点数の削減やコスト低減等を実現し、高い国際競争力を有する次世代モバイル用基板材料を開発することを目的として使用してきましたが、平成24年度末に目的を達成し共同研究が終了したため、建物等を処分することいたしました。	293,228,757円
つくばセンター第5事業所5-4C棟及び附属設備	つくばセンター第5事業所5-4C棟及び附属設備は、老朽化が進んでおり、今後継続して利用するには、大規模な改修が必要であるなど、投資効果が著しく低いことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	47,508,691円
つくばセンター西事業所4A棟及び附属設備	つくばセンター西事業所4A棟及び附属設備は、老朽化が進んでおり、今後継続して利用するには、大規模な改修が必要であるなど、投資効果が著しく低いことから改修せず、他の施設を使用して業務を継続することいたしました。	108,170,195円

表 2 平成 29 年度における減損の兆候

5. 運営状況及び財政状態の概要

5.1. 貸借対照表

貸借対照表は、独法の財政状態を明らかにするため、貸借対照日におけるすべての資産、負債及び純資産を記載するものである。

産総研の資産 3,235 億円のうち、有形固定資産は 2,875 億円と大部分 (88.9%) を占める。これ

に対し、純資産である資本金と資本剰余金の計は 2,492 億円であり、有形固定資産の大部分は政府出資又は施設整備費補助金の交付により取得した建物、土地等である (図 16、図 17)。
〔3.1、3.3、3.6.2、参照〕

平成 30 年 3 月 31 日		単位:百万円	
研究業務未収金	5,444	資産	
未収金	40	I 流動資産	32,498
たな卸資産	1,116	現金及び預金	25,397
前渡金	31	未収金	5,484
前払費用	399	其他流動資産	1,617
立替金	41	II 固定資産	290,989
其他	29	建物等	529,020
建物	265,582	建物等減価償却累計額	△ 349,910
構築物	37,817	建物等減損損失累計額	△ 2,866
機械及び装置	46,552	土地	110,644
車両運搬具	242	土地減損損失累計額	△ 1,956
工具器具備品	178,827	建設仮勘定	2,591
建物減価償却累計額	△ 145,536	産業財産権	1,033
構築物減価償却累計額	△ 21,603	ソフトウェア	667
機械及び装置減価償却累計額	△ 30,663	其他の無形固定資産	1,420
車両運搬具減価償却累計額	△ 119	投資その他の資産	348
工具器具備品減価償却累計額	△ 151,988	資産合計	323,487
電話加入権	32	負債	
産業財産権仮勘定	1,388	I 流動負債	32,403
		運営費交付金債務	10,148
		未払金	14,603
		其他流動負債	7,652
		II 固定負債	26,693
		資産見返負債	26,239
		長期預り寄付金	329
		長期リース債務	81
		引当金	44
		負債合計	59,096
		純資産	
		I 資本金	284,741
		II 資本剰余金	-35,568
		III 利益剰余金	15,217
		純資産合計	264,391
		負債純資産合計	323,487
		破産更生債権等	17
		貸倒引当金	△ 17
		敷金・保証金	31
		其他	317
		建物減損損失累計額	△ 2,135
		構築物減損損失累計額	△ 207
		機械及び装置減損損失累計額	△ 519
		工具器具備品減損損失累計額	△ 9
		前中期目標期間繰越積立金	1,307
		積立金	7,417
		当期未処分利益	6,494
		研究業務未払金	7,326
		未払金	7,233
		未払消費税	44
		預り施設費	1,273
		預り補助金等	13
		預り寄附金	165
		リース債務	296
		前受金	5,073
		預り金	810
		賞与引当金	22
		其他	0
		資産見返運営費交付金	21,032
		資産見返補助金等	397
		資産見返寄附金	16
		建設仮勘定見返運営費交付金	96
		建設仮勘定見返施設費	2,543
		資産見返物品受贈額	2,215
		退職給付引当金	44
		資本剰余金	177,294
		損益外減価償却累計額	△ 208,085
		損益外減損損失累計額	△ 4,777

〔注〕金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によるため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 16 平成 29 年度貸借対照表概要 (1)

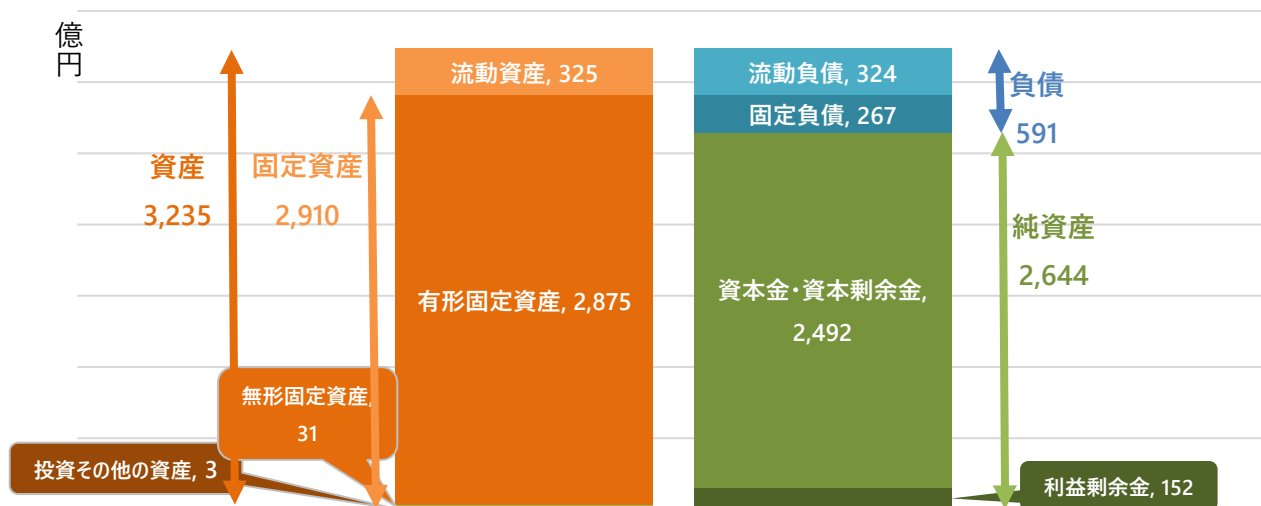


図 17 平成 29 年度貸借対照表の概要 (2)

5.1.1. 流動資産

産総研の流動資産は平成 30 年 3 月 31 日現在、325 億円であり、現金及び預金 254 億円 (78.2%) 未収金 55 億円 (16.9%) が大部分を占める。

また、現金及び預金のうち、運営費交付金以外で受託研究、共同研究等に伴い、委託元や共同研究相手先からの前受金として保有している (図 18)。

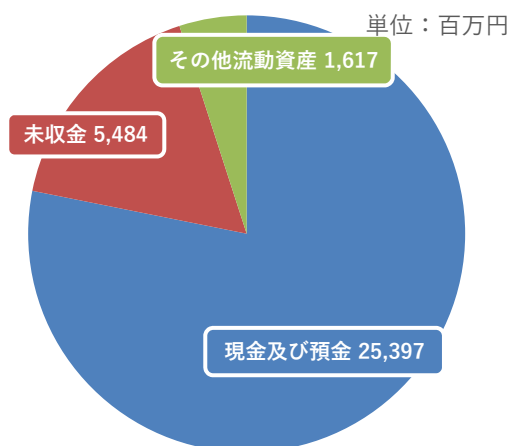


図 18 平成 29 年度流動資産の内訳



図 19 平成 29 年度有形固定資産の内訳

5.1.2. 有形固定資産

産総研の有形固定資産は平成 30 年 3 月 31 日現在、2,875 億円であり、建物が 1,179 億円 (41.0%)、土地が 1,087 億円 (37.8%) と大部分を占める (図 19)。

資産価額に着目すると、産総研は第 1 期に、建物や工具器具備品等の資産を集中的に取得して研究インフラを整備し、第 2 期以降部分的にそれらを更新しつつ、インフラを拡充してきた。また、第 3 期では補正予算等を活用し、福島再生可能エネルギー研究所の設置や大規模な老朽化対策を行ってきた。(図 20)

5.1.3. 資本金及び資本剰余金

産総研の財産的基礎は、政府出資 [3.1 参照] 及び施設整備費補助金 [3.3 参照] 等で取得した固定資産で構成される。これらの資産の簿価相当額は純資産の部の資本金及び資本剰余金において表示される。[3.6.4 参照]

出資資産の減価償却分は資本剰余金の損益外減価償却累計額に控除項目として表示されるため、財産的基礎は資本金と資本剰余金の合算額として把握できる (図 21)。

5.1.4. 利益剰余金

産総研の平成 29 年度利益剰余金 152 億円のうち、65 億円 (42.7%) の大部分は平成 29 年度に自己収入で取得した資産の簿価であり、13 億円 (8.6%) は第 1 期、第 2 期及び第 3 期に自己財源で取得した固定資産の減価償却費及び除却損相当額の非キャッシュの積立金である (図 22)。[3.6.3 参照]

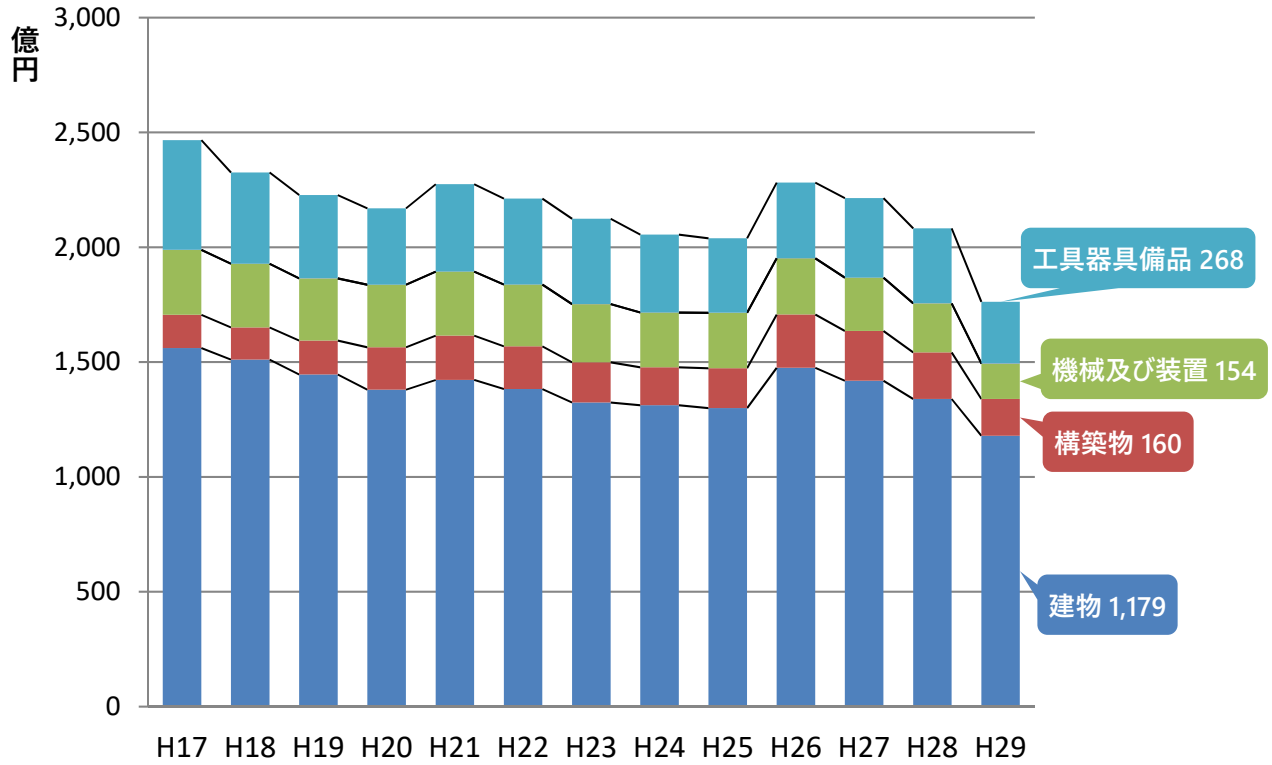


図 20 主な有形固定資産の推移

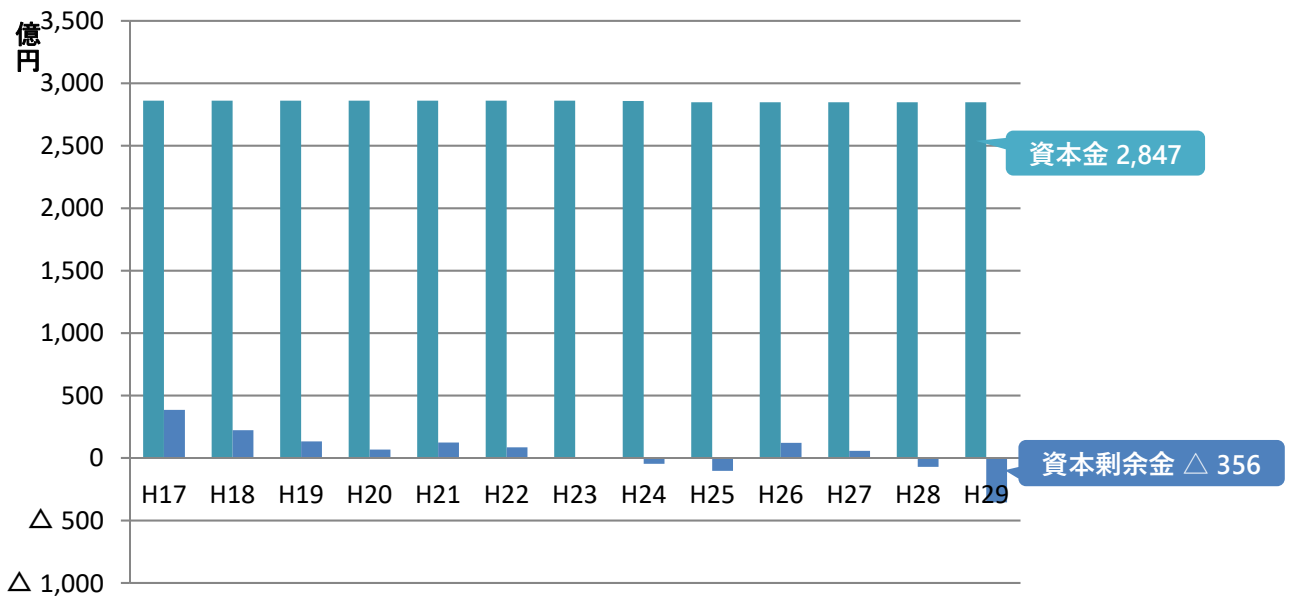


図 21 資本金及び資本剰余金の推移 (※)

※平成 29 年度は、建物等の減損を認識した損益外減損損失の計上や建物等の取壊しに伴う除却等の要因により、資本剰余金の金額の総額はマイナスとなった。

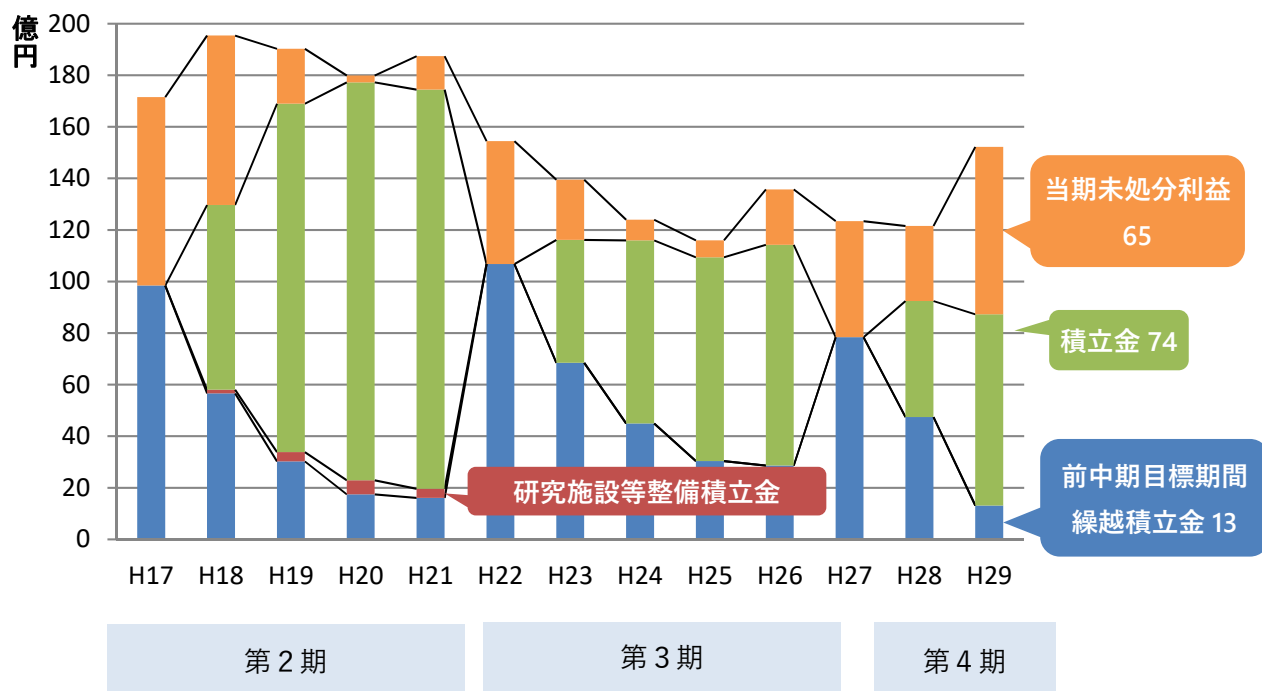


図 22 利益剰余金の推移

5.2. 損益計算書

損益計算書は、独法の運営状況を明らかにするため、一会計期間に属する独法のすべての費用とこれに対応するすべての収益を記載するものである。

産総研の収益及び費用は、運営費交付金に係る会計処理〔3.6.1 参照〕のように、基本的に損益が均衡する設計となっているが、自己収入で取得し

た資産の減価に関してはその例外となる〔3.6.3 参照〕。平成 29 年度は経常利益 32 億円、当期純利益が 31 億円となり、前中期目標期間繰越積立金を取崩すことにより、当期総利益は 65 億円となった（図 23、図 24）。

これらは当期末処分利益として貸借対照表に計上し、財務諸表の大臣承認後、積立金に振替られる。〔5.1.4 参照〕

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

単位:百万円

経常費用		経常収益	
研究業務費	93,034	運営費交付金収益	66,093
人件費	41,918	物品受贈収益	4,346
減価償却費	19,758	知的所有権収益	355
その他	31,357	研究収益	7,643
一般管理費	7,174	受託収益	22,883
人件費	3,270	その他	2,125
減価償却費	175	経常収益合計	103,445
その他	3,729		
財務費用	24		
経常費用合計	100,231		
		臨時利益	71
臨時損失	222	当期純利益	3,062
固定資産除却損	175	前中期目標期間繰越積立金取崩額	3,431
固定資産減損損失	-	当期総利益	6,494
その他	46		
物品受贈益	2,675	資産見返運営費交付金戻入	51
物品承継受贈収益	1,671	資産見返物品受贈額戻入	8
		資産見返承継受贈額戻入	0.3
		延滞金収入 他	11

運営費交付金戻入	56,892
資産見返運営費交付金戻入	9,201
国及び地方公共団体	3,351
その他の団体	19,532
施設費収益	30
補助金等収益	1,245
寄附金収益	88
建物及び物件貸付料	71
その他	690

[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 23 平成 29 年度損益計算書の概要 (1)

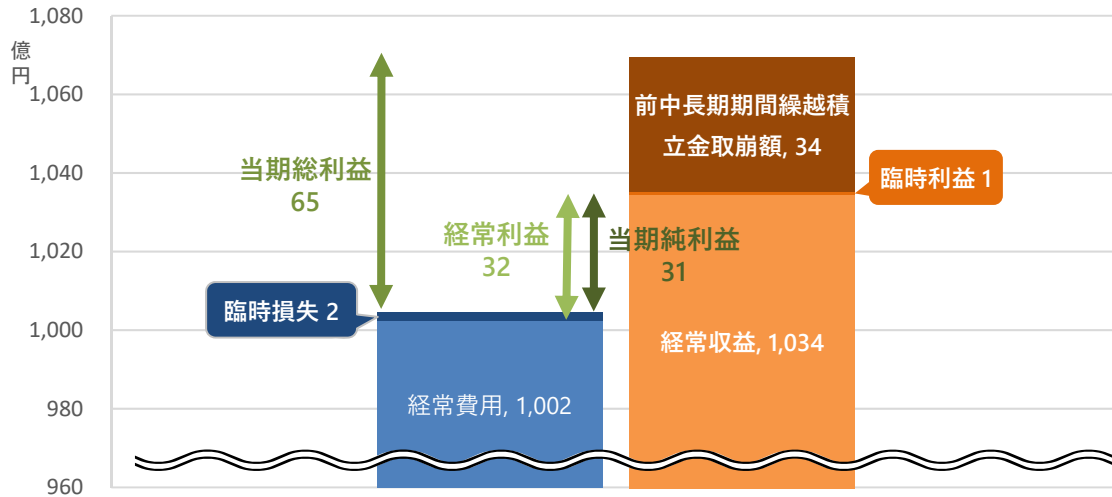


図 24 平成 29 年度損益計算書の概要 (2)

5.2.1. 経常費用

平成 29 年度の経常費用 1,002 億円のうち、研究業務費は 930 億円 (92.8%)、一般管理費は 72 億円 (7.2%) である。

研究業務費においては、人件費 (419 億円) が 45.1% を占める (図 25)。その他の研究業務費には、例えば消耗品費 77 億円、技術委託費 34 億円が含まれる。また、一般管理費には、人件費 (33 億円)、保守費 (14 億円)、電気料 (9 億円) などが含まれる。

なお、平成 22 年度 10 月の組織再編に伴い研究業務費及び一般管理費の見直しを行ったため、平成 22 年度より一般管理費率が減少傾向にあったが、平成 24 年度、平成 25 年度は電気料や燃料費の増加等の要因、平成 26 年度においては修繕改修費や建物老朽化等による解体工事による不用品処分費の増加等の要因により、若干上昇、平成 27 年度からは再び減少傾向にある (図 26)。

(単位:百万円)

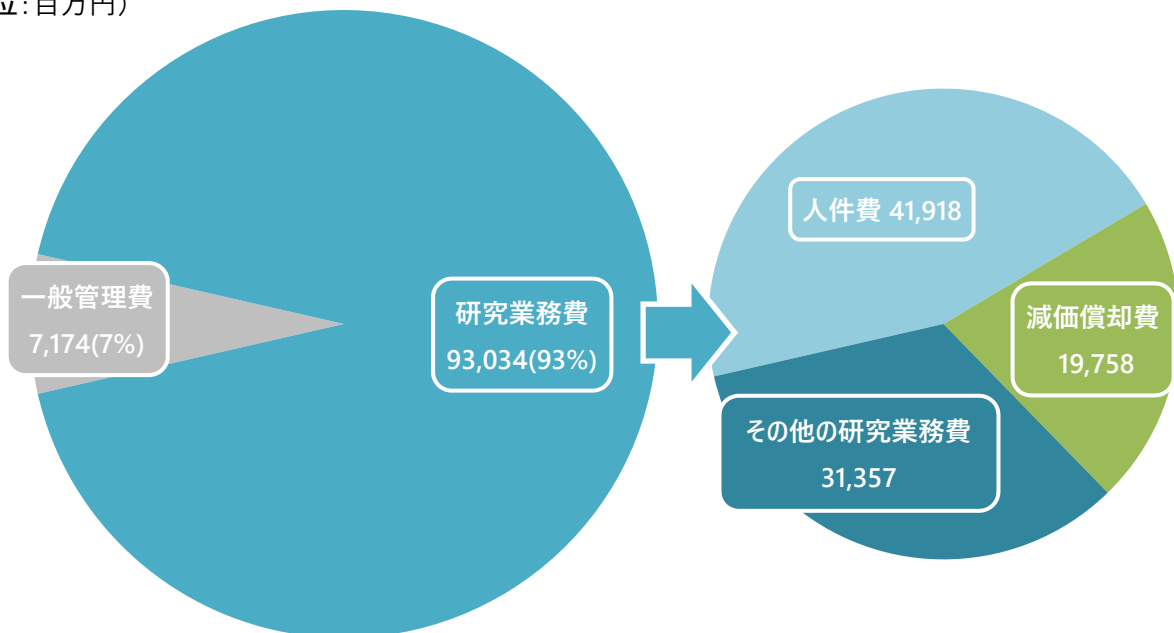


図 25 平成 29 年度経常費用の内訳及び研究業務費の内訳

5.2.2. 経常収益

経常収益は収入決算額の構造〔6.1 参照〕に似るが、資産見返負債を計上する運営費交付金等の財源については実際の収入額ではなく、減価償却費

や除却見合の収益額が計上されている。

経常収益の主なものとしては、運営費交付金収益 661 億円 (63.9%)、受託収益 229 億円 (22.1%)、研究収益 76 億円 (7.4%)、補助金等収益 12 億円 (1.2%) などがある (図 27)

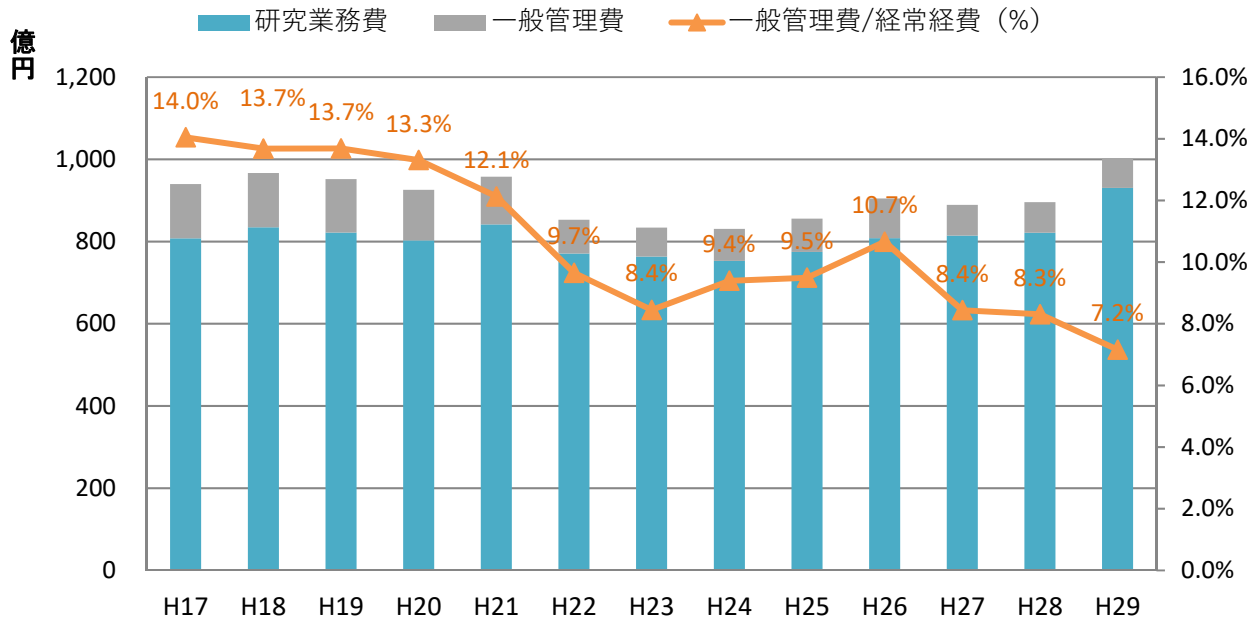


図 26 一般管理費、研究業務費の推移

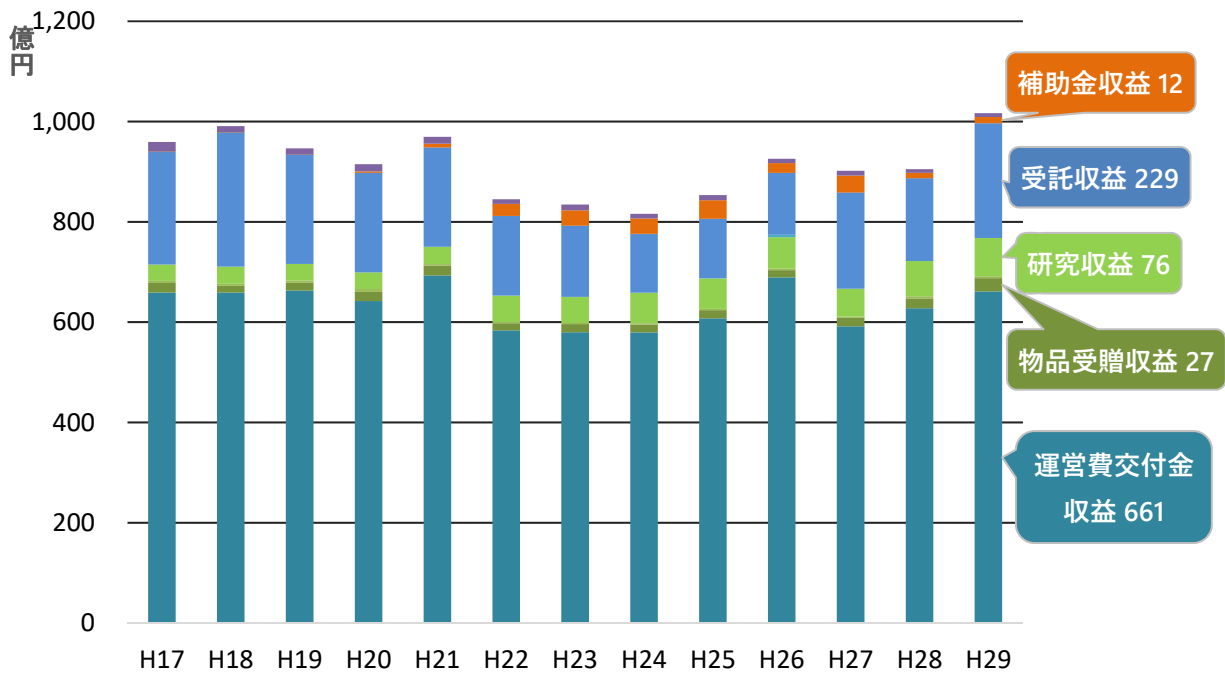


図 27 経常収益の推移

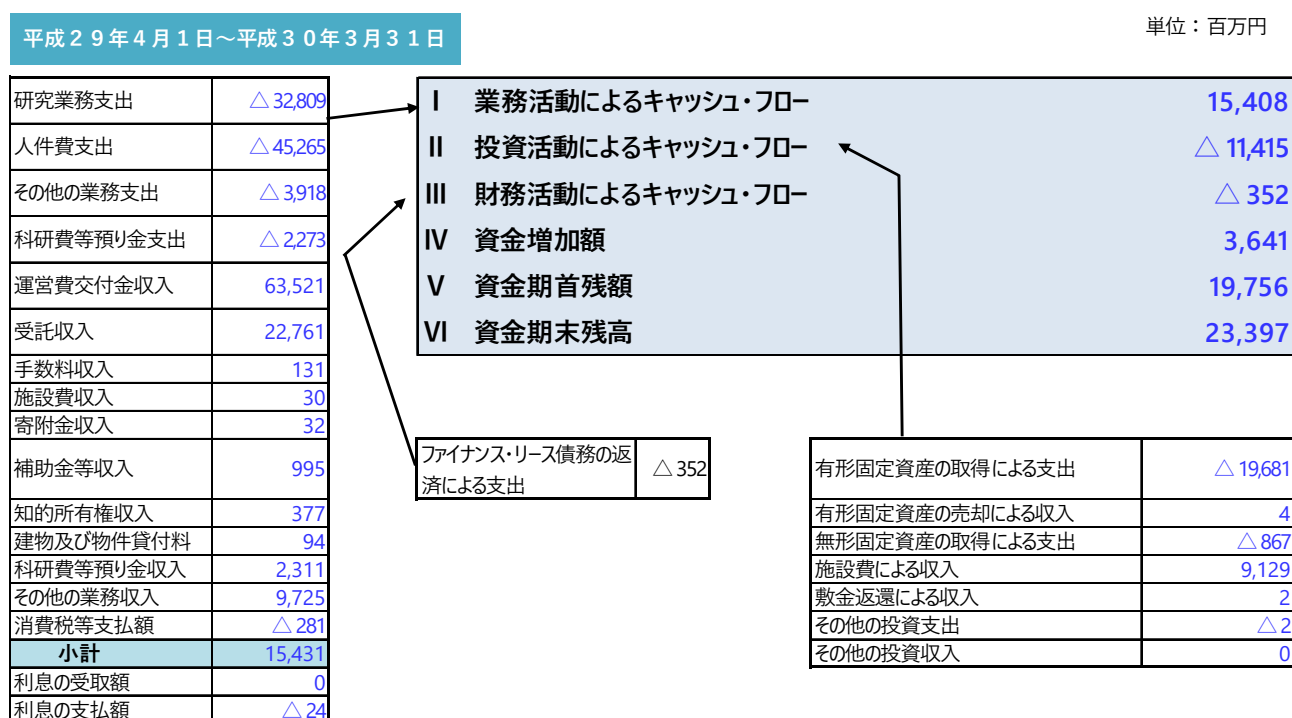
5.3. キャッシュ・フロー計算書

キャッシュ・フロー計算書とは、独法の一会計期間におけるキャッシュ・フロー（お金の流れ）の状況を報告するため、キャッシュ・フローを一定の活動区分別に表示する財務諸表であり、貸借対照表及び損益計算書と同様に独法の活動の全体を対象とする重要な情報を提供するものである。

キャッシュ・フロー計算書では、投資活動及び財務活動以外による取引を業務活動によるキャッシュ・フローに、固定資産の取得及び売却、投

資資産の取得及び売却等による取引を投資活動によるキャッシュ・フローに、資金の調達及び返済による取引を財務活動によるキャッシュ・フローの区分にそれぞれ記載する（独法会計基準第 67）。また、「VI 資金期末残高」の金額は、貸借対照表の現金及び預金の金額から、定期預金の額を除いた金額と一致する。〔5.1.1 参照〕

年度によって金額にばらつきはあるものの、長期的な傾向として主に業務活動によってキャッシュを獲得し、投資活動に支出している。財務活動によるキャッシュ・フローはファイナンスリースによるものである（図 28、図 29）。



[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 28 平成 29 年度キャッシュ・フロー計算書の概要

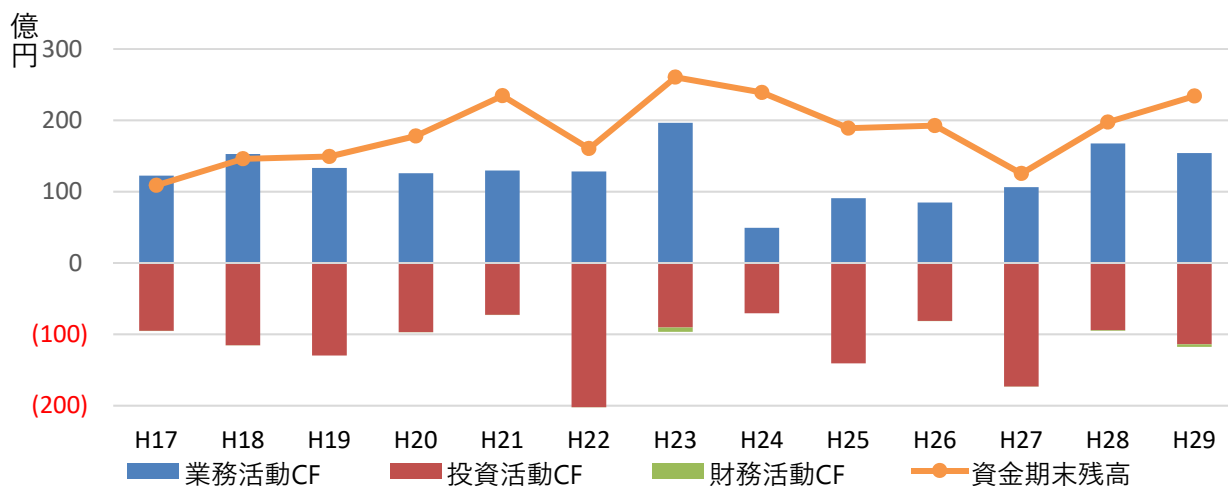


図 29 キャッシュ・フローの推移

5.4. 行政サービス実施コスト計算書

行政サービス実施コスト計算書は独法が業務運営を行う上で国民が負担するコストを一元的に集約し、国民の行政サービスに対する評価・判断に資するために作成される独法固有の財務諸表である。

行政サービス実施コスト計算書では、損益計算書で計上されない業務費用以外のコストや、国や地方公共団体から土地等を借受ける際に減免されている賃借料等、国や地方公共団体が本来得られたであろう利益（機会費用）を含めて表示される。

5.4.1. 損益計算書に計上されないコスト

損益計算書では業務費及び一般管理費として、業務に係る費用が表示されるが、行政サービス実施コスト計算書では、これらの費用に加えて損益計算書で計算されない国からの現物出資及び施

設整備費補助金によって購入された資産に係る減価償却費及び除却損、一部の退職手当、制度上費用に反映されていない負担相当額が計上されている(図 30 のⅡ～Ⅵ)。[\[3.6.4 参照\]](#)

5.4.2. 機会費用

独法が国又は地方公共団体財産の使用料を減免されて借受けている場合、市場を通じて国又は地方公共団体が得られていたであろう使用料との差額も、国民が負担するコストとして行政サービス実施コスト計算書に加えられる。

なお、国又は地方公共団体財産の減免された使用料による機会費用は、近隣の地代や賃借料を参考に計算されており、その他の政府出資等の機会費用の計算に使用した利率は、10年利付国債の平成30年3月末利回りを参考に0.045%で計算している。

平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

単位：百万円

研究業務費	93,034	I 業務費用	66,566	
一般管理費	7,174		(1) 損益計算書上の費用	100,453
財務費用	24		(2) (控除) 自己収入等	△ 33,887
臨時損失	222		II 損益外減価償却相当額	33,394
物品受贈収益	△ 2,675	III 損益外減損損失相当額	428	
知的所有権収益	△ 355	IV 損益外除売却差額相当額	0	
研究収益	△ 7,643	V 引当外賞与見積額	41	
受託収益	△ 22,883	VI 引当外退職給付増加見積額	△ 1,072	
寄附金収益	△ 88	VII 機会費用	970	
雑益	△ 224	VIII (控除) 法人税等及び国庫納付額	-	
臨時利益	△ 18	IX 行政サービス実施コスト	100,328	
国又は地方公共団体財産の無償又は減額された使用料による貸借取引の機会費用	851			
政府出資又は地方公共団体出資等の機会費用	119			

[注]金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 30 平成 29 年度行政サービス実施コスト計算書の概要

6. 収入及び支出決算の概要

年度予算の区分に従って作成した「決算報告書」（通則法第 38 条第 2 項）に計上した収入と支出決算の内訳を以下に示す。

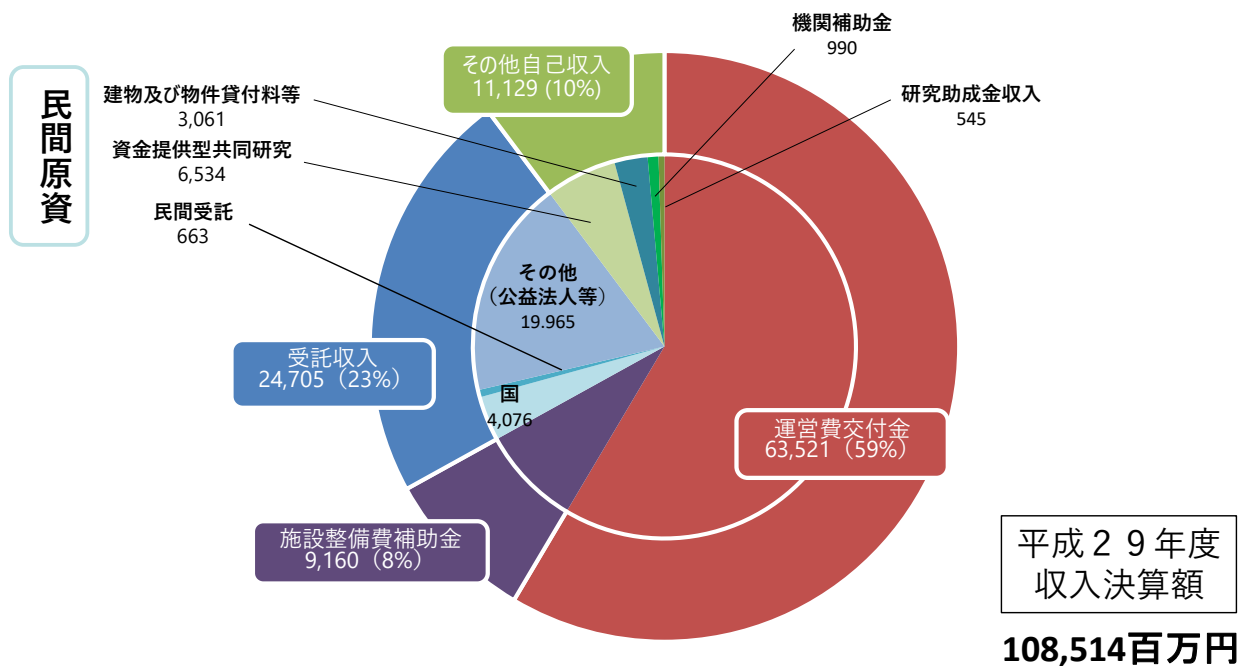
6.1. 収入決算

平成 29 年度の収入決算額は 1,085 億円であり、うち自己収入〔3.5 参照〕は前年度比 93 億円増加

し 358 億円となった。

なお、民間受託及び資金提供型共同研究等を除いた公費収入の割合を試算すると、90.5%となる（図 31、図 32、図 33）。なお、運営費交付金は補正予算を含み、施設整備費補助金は平成 28 年度補正予算である。

単位：百万円



[注] 金額欄の計数は、原則としてそれぞれ四捨五入によっているため、端数においては合計と一致しないものがある。

図 31 平成 29 年度収入決算額の概要

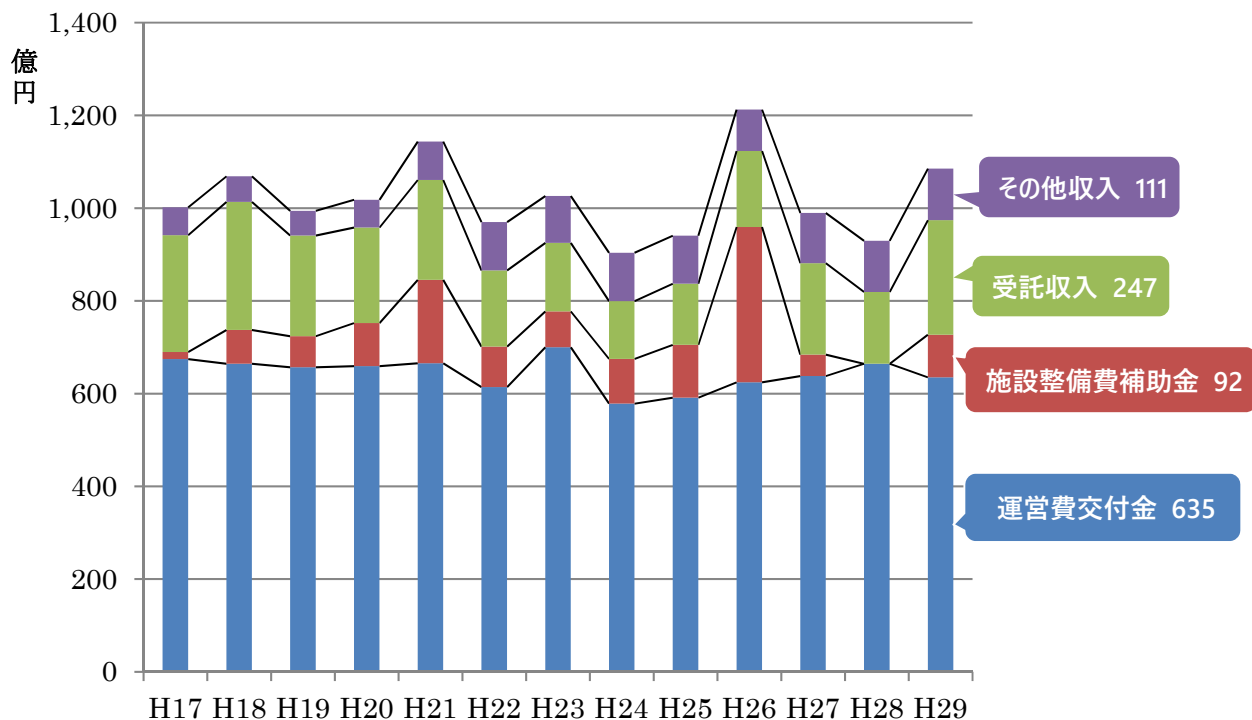


図 32 収入決算額の推移

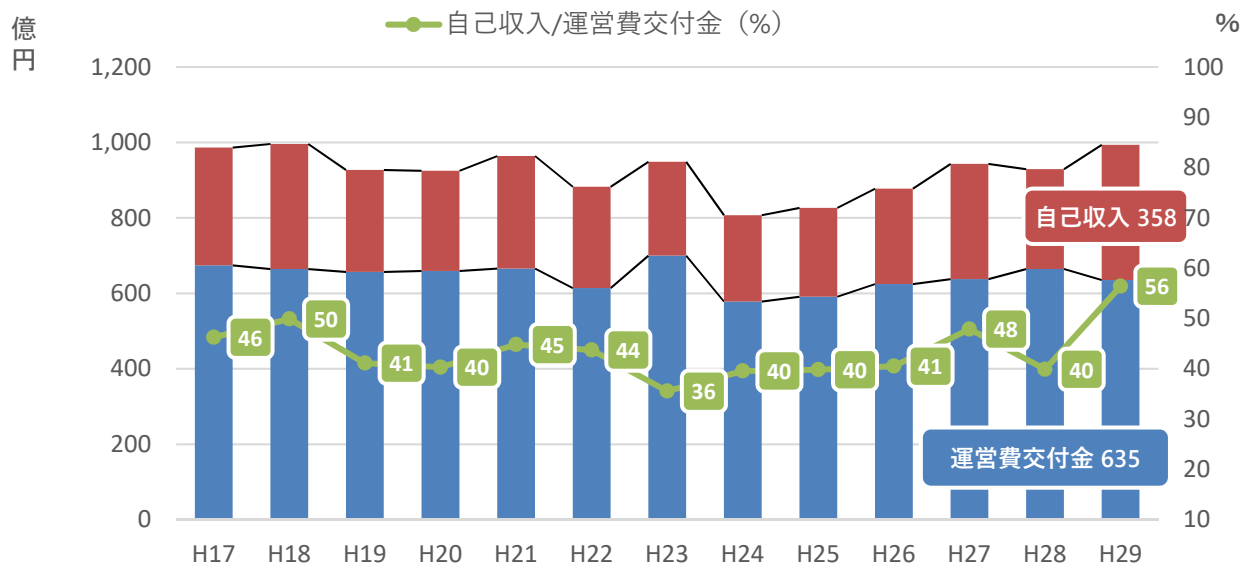


図 33 運営費交付金及び自己収入 (受託収入及びその他収入) の推移

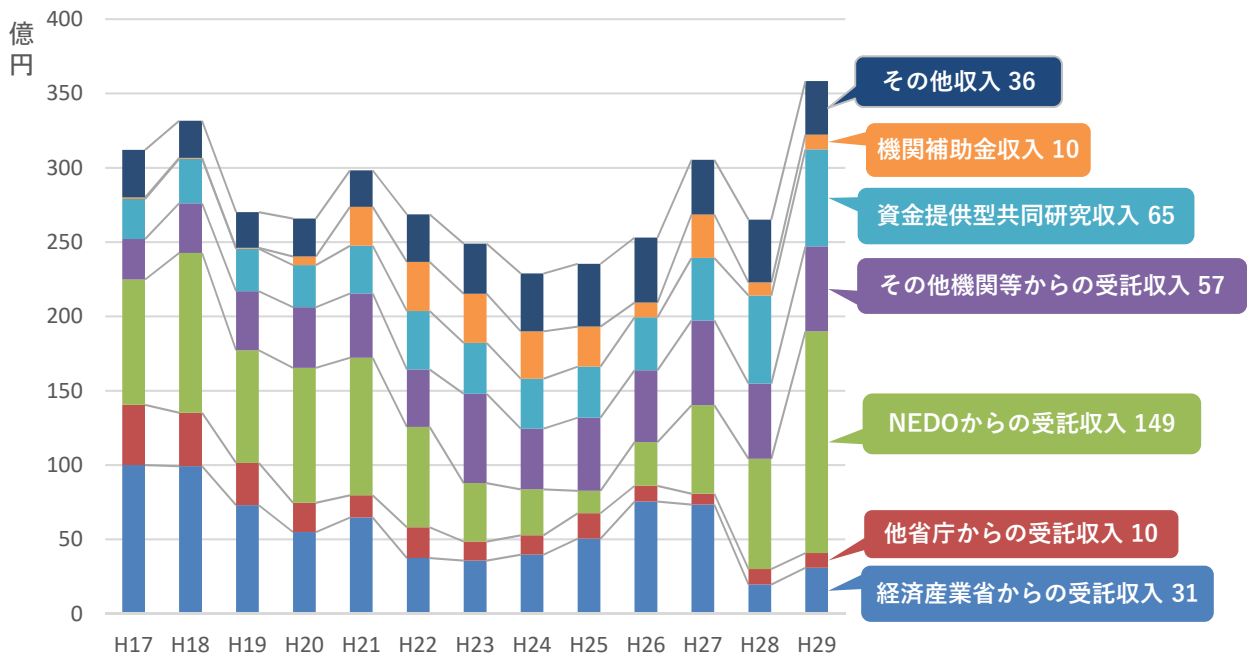


図 34 自己収入（受託収入及びその他収入）の推移

6.1.1. 受託収入

受託収入は平成 29 年度収入決算において 247 億円 (22.8%) となった。このうち、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 (NEDO) からの受託が 149 億円 (60.4%)、経済産業省からの受託が 31 億円 (12.5%)、環境省からの受託が 7 億円 (2.7%) とつづく。

平成 28 年度比では、NEDO からの受託収入が 75 億円増加、経済産業省からの受託収入が 11 億円増加したこともあり、総額で 92 億円増加した (図 35、図 36)

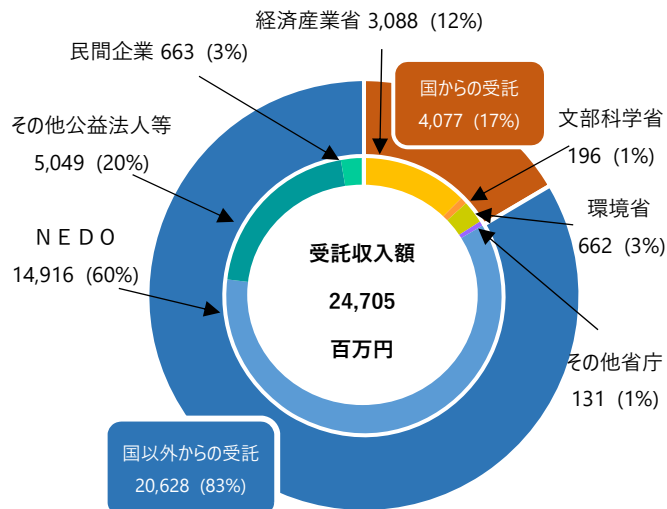


図 35 平成 29 年度受託収入の概要

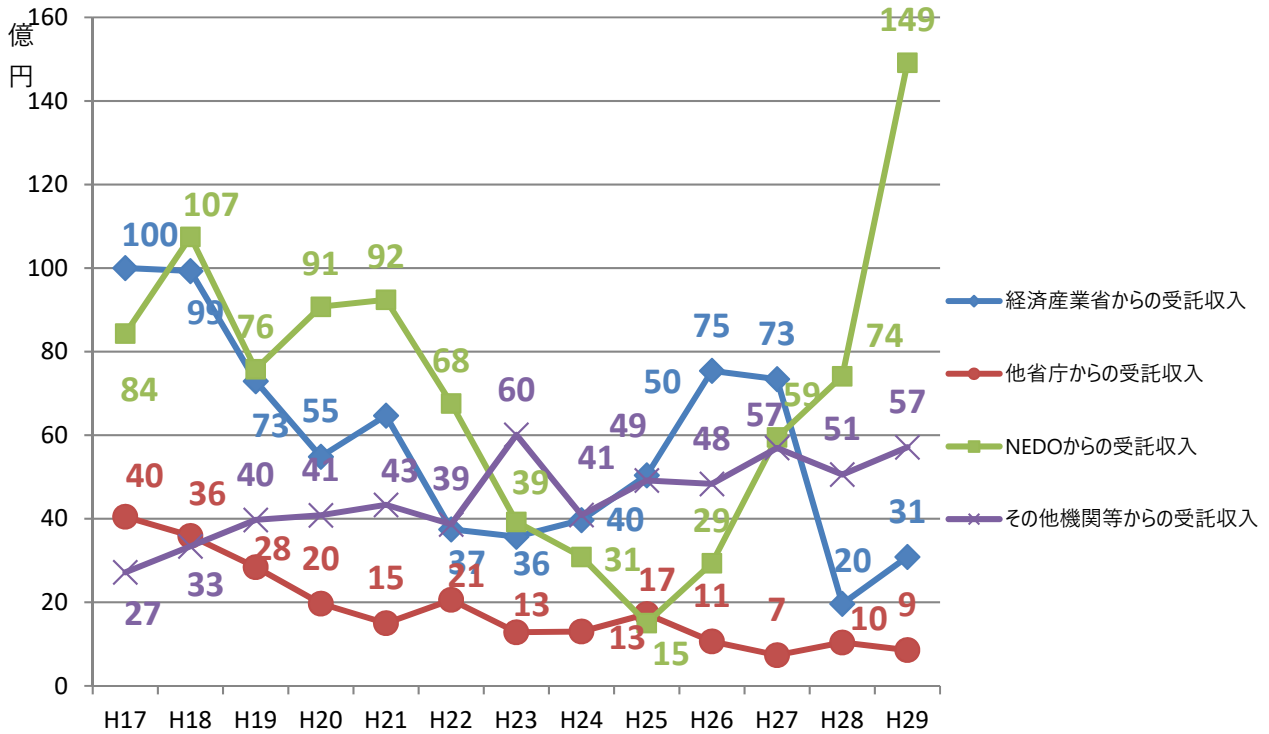


図 36 受託収入の推移

6.1.2. その他収入

受託収入を除くその他収入の平成 29 年度収入決算額は前年度より 1 億円増加した 111 億円 (10.3%) となった。

資金提供型共同研究収入 65 億円 (58.7%)、機関補助金 10 億円 (8.9%)、研究助成金収入 5 億円 (4.9%)、知的所有権収入 4 億円 (3.9%)、技術コンサルティング収入 6 億円 (5.4%) などがある (図 37、図 38)。

なお、機関補助金とは、施設整備費補助金以外に、国等から産総研が受けた補助金を指す。平成 27 年度に経済産業省からのメタンハイドレート開発促進事業費補助金 (20 億円) を獲得したことにより当該収入が増加したが、平成 28 年度に補助金が終了したため、当該収入は減少している。

研究助成金収入とは、産総研に所属する研究者個人が受けた科学研究費補助金等の産総研への経理委任に伴い産総研が受ける間接経費を指す。

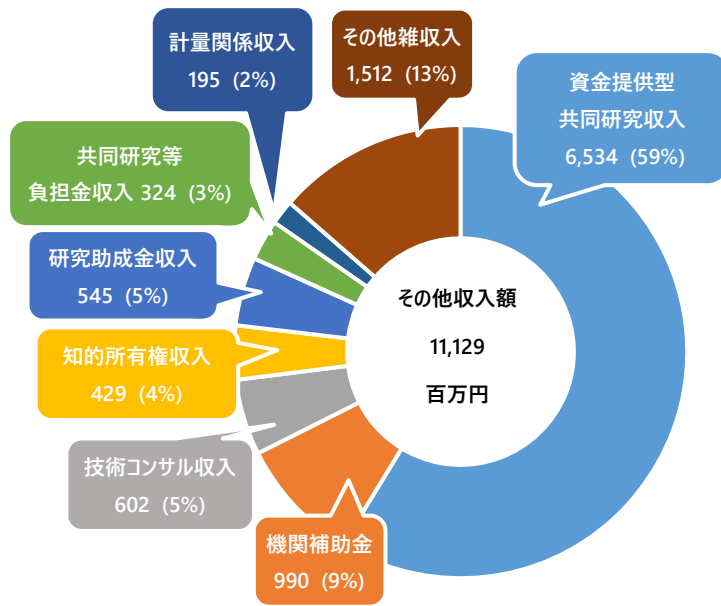


図 37 平成 29 年度その他自己収入の概要

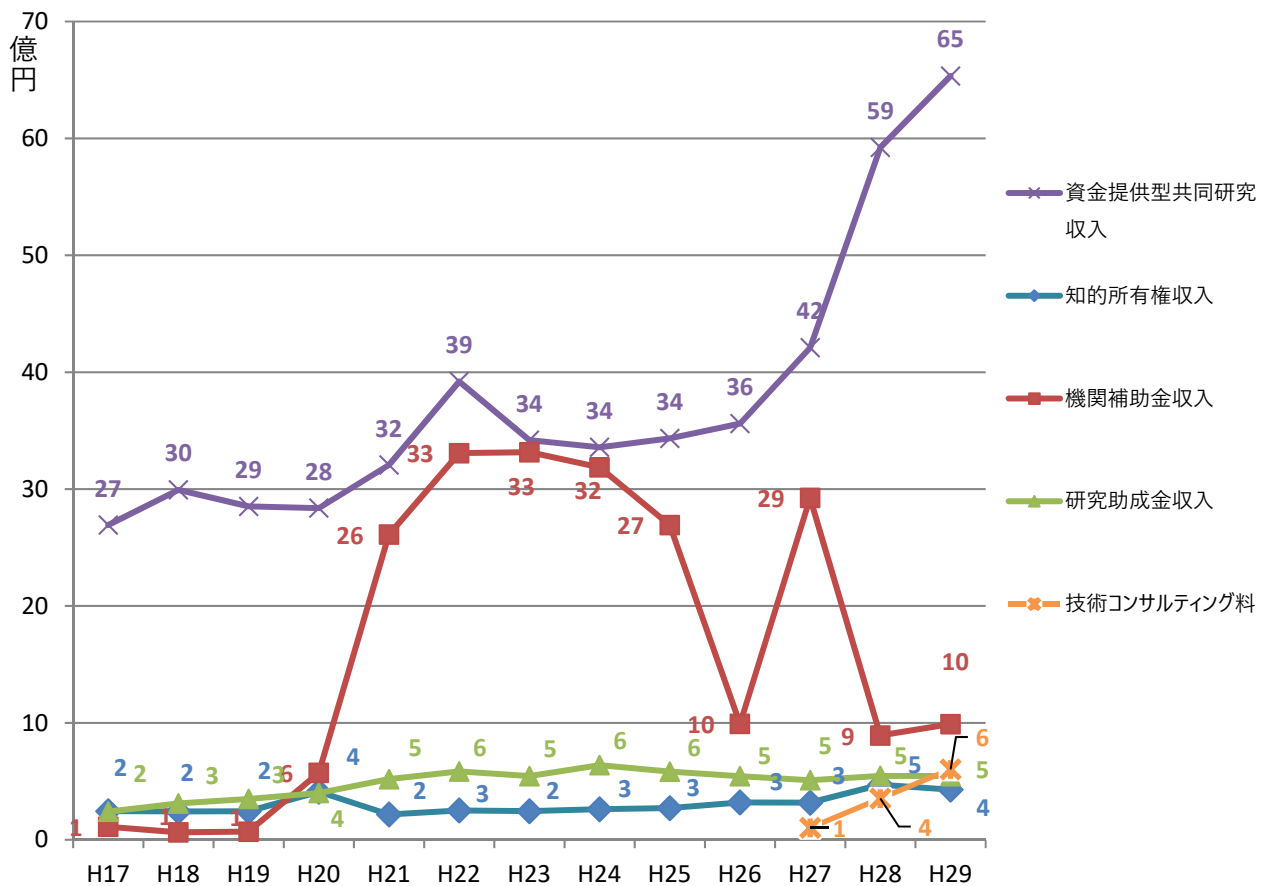


図 38 その他収入の推移

6.2. 支出決算

平成 29 年度支出決算額は 1,046 億円であり、研究業務に係る経費が 658 億円（62.9%）、間接経費が 73 億円（6.9%）を占めた（図 39、図

40）。平成 28 年度比では、施設整備費が 63 億円増加するなどしたため、総額で 154 億円増加した。



図 39 平成 29 年度支出決算額の概要

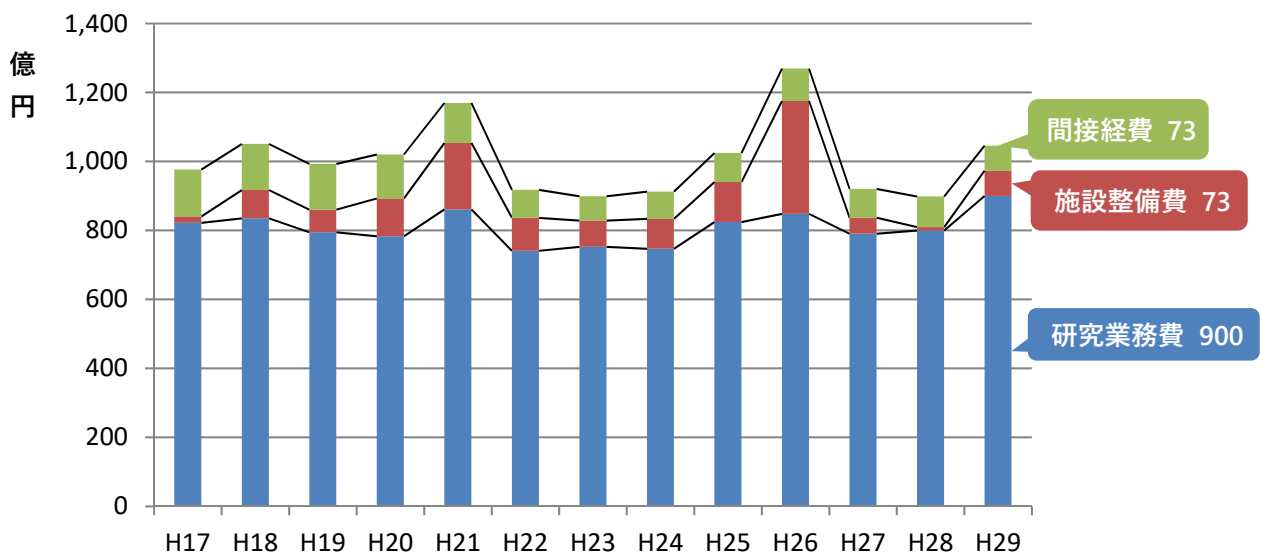


図 40 支出決算額の推移